

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3	(1) 計画の目的 京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、京都市防災会議が作成するもので、京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策、災害復旧計画等に関する事項を定めている。 世界文化自由都市の<u>理念及び「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」</u>における都市経営の理念（<u>追記</u>）を踏まえて、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合においても被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていくための基本指針である。	(1) 計画の目的 京都市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、京都市防災会議が作成するもので、京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策、災害復旧計画等に関する事項を定めている。 世界文化自由都市、<u>レジリエンス</u>、「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」における都市経営の理念、<u>SDGsの達成など</u>を踏まえて、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合においても被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていくための基本指針である。	計画の目的の修正
3	(2) 計画の理念 （略） 直ちにすべての項目に着手し、取組を進めてきたが、災害関連法令等の改正や、平成28年の熊本地震等の近年の災害から見てきた新たな諸課題への対応が必要となったことから、平成29年度に再度、京都市防災会議の下に「京都市第2次防災対策総点検委員会」を設置して、137項目の進捗状況から事業評価を行ったうえで、項目の時点修正や集約等の精査が実施された。その結果、取り組むべき項目が122項目に整理され、また、新たな課題への対応として、5	(2) 計画の理念 （略） 直ちにすべての項目に着手し、取組を進めてきたが、災害関連法令等の改正や、平成28年の熊本地震等の近年の災害から見てきた新たな諸課題への対応が必要となったことから、平成29年度に再度、京都市防災会議の下に「京都市第2次防災対策総点検委員会」を設置して、137項目の進捗状況から事業評価を行ったうえで、項目の時点修正や集約等の精査が実施された。その結果、取り組むべき項目が122項目に整理され、また、新たな課題への対応として、5	計画の理念の修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
	項目を新規に追加した，127項目の防災対策の提言を受けた。今後は，同委員会の提言内容を踏まえて，本市防災対策を推進していく。 <u>（追記）</u> 災害対策の実施に当たっては，住民一人一人が自ら行う防災活動や，地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで，本市，住民，事業者，防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。	項目を新規に追加した，127項目の防災対策の提言を受けた。今後は，同委員会の提言内容を踏まえて，本市防災対策を推進していく。 <u>さらに，平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき，レジリエンスの視点によって政策を点検・強化及び京都が誇る「地域力」，「市民力」の更なる強化を図ることにより，「誰一人取り残さない」SDGsの達成，「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す。</u> 災害対策の実施に当たっては，住民一人一人が自ら行う防災活動や，地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで，本市，住民，事業者，防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。					
6	2 指定地方行政機関 <table><tr><td>近畿総合通信局</td><td>(1) 電波及び有線電気通信の監理 (2) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (3) 非常通信協議会の育成指導</td></tr></table>	近畿総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理 (2) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (3) 非常通信協議会の育成指導	2 指定地方行政機関 <table><tr><td>近畿総合通信局</td><td>(4) 電波及び有線電気通信の監理 (5) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (6) 非常通信協議会の育成指導 (4) <u>災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し</u></td></tr></table>	近畿総合通信局	(4) 電波及び有線電気通信の監理 (5) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (6) 非常通信協議会の育成指導 (4) <u>災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し</u>	取組の大綱を追加する
近畿総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理 (2) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (3) 非常通信協議会の育成指導						
近畿総合通信局	(4) 電波及び有線電気通信の監理 (5) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 (6) 非常通信協議会の育成指導 (4) <u>災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し</u>						

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
15	エ 観光客の分布 (略) また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成 29 年中に京都市を訪れた観光客は5,362万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約29%が市内への宿泊客である。	エ 観光客の分布 (略) また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成 30 年中に京都市を訪れた観光客は5,275万人で一日平均すると約14万人となり、そのうち約30%が市内への宿泊客である。	時点修正
15	(京都市の人口・建物分布状況) (略) (注) 人口、世帯数、老年人口比、年少人口比は平成 27 年国勢調査、昼間人口及び人口比は平成 27 年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100	(京都市の人口・建物分布状況) (略) (注) 世帯数、人口、老年人口比、年少人口比、(削除) 昼間人口及び人口比は平成 27 年国勢調査、建物は「京都市第3次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比＝昼間人口÷人口×100	字句並び修正
35	1 ため池、排水機等の整備、維持補修 (1) ため池（産業観光局農業振興整備課） ア 管理責任者への指導 京都市内総数123箇所のため池のうち改修が必要と考えられるものが15箇所程度あるが、①関係耕地の減少に伴い、平素の維持管理等が不良となる傾向があること、(以下、略)	1 ため池、排水機等の整備、維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課） ア 管理責任者への指導 京都市内総数120箇所のため池のうち、防災重点ため池に選定されているものが27箇所ある。市内のため池については、①関係耕地の減少に伴い、平素の維持管理等が不良となる傾向があること、(以下、略)	組織改正及び時点 防災対策の強化のため「防災重点ため

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	(2) 頭首工（産業観光局 <u>農業振興整備課</u> ） （略） (3) 排水機（産業観光局 <u>農業振興整備課</u> ） （略） 2 農林産物の水害予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局 <u>農業振興整備課</u> ） （略） (2) 畜産関係（産業観光局 <u>農業振興整備課</u> ） （略） (3) 林業関係（産業観光局林業振興課） （略） イ 作業道・作業路 路線数 <u>816</u> 路線 延長 <u>350</u> km	(2) 頭首工（産業観光局 <u>農林企画課</u> ） （略） (3) 排水機（産業観光局 <u>農林企画課</u> ） （略） 2 農林産物の水害予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局 <u>農林企画課</u> ） （略） (2) 畜産関係（産業観光局 <u>農林企画課</u> ） （略） (3) 林業関係（産業観光局林業振興課） （略） イ 作業道・作業路 路線数 <u>888</u> 路線 延長 <u>353</u> km	池」について明記。

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																			
39	4 治山対策（産業観光局林業振興課） 山地崩壊、溪流荒廃による人家、道路等公共施設等の災害を防止するため、<u>（追記）</u>府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。 （略） （1）災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業 水源かん養保安林の整備及び健全な森林の育成によって森林の治山，治水機能の強化を図る。 <u>（追記）</u>	4 治山対策（産業観光局林業振興課） 山地崩壊、溪流荒廃による人家、道路等公共施設等の災害を防止するため、<u>荒廃した森林や山地災害危険地区等における</u>府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。 （略） （1）災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業 水源かん養保安林の整備及び健全な森林の育成によって森林の治山，治水機能の強化を図る。 <u>（林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき京都府が指定した山地災害危険地区）</u> <table><tr><th rowspan="2">行政区</th><th colspan="3">山地災害危険地区</th></tr><tr><th><u>山腹崩壊危険地区</u></th><th><u>崩壊土砂流出危険地区</u></th><th><u>地すべり危険地区</u></th></tr><tr><td>北区</td><td>37</td><td>48</td><td>0</td></tr><tr><td>左京区</td><td>81</td><td>101</td><td>0</td></tr><tr><td>山科区</td><td>14</td><td>7</td><td>0</td></tr><tr><td>右京区</td><td>154</td><td>154</td><td>0</td></tr><tr><td>西京区</td><td>14</td><td>17</td><td>0</td></tr><tr><td>伏見区</td><td>4</td><td>9</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>304</td><td>336</td><td>0</td></tr></table>	行政区	山地災害危険地区			<u>山腹崩壊危険地区</u>	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>	<u>地すべり危険地区</u>	北区	37	48	0	左京区	81	101	0	山科区	14	7	0	右京区	154	154	0	西京区	14	17	0	伏見区	4	9	0	合計	304	336	0	地域防災計画に山地災害危険地区を明記
行政区	山地災害危険地区																																					
	<u>山腹崩壊危険地区</u>	<u>崩壊土砂流出危険地区</u>	<u>地すべり危険地区</u>																																			
北区	37	48	0																																			
左京区	81	101	0																																			
山科区	14	7	0																																			
右京区	154	154	0																																			
西京区	14	17	0																																			
伏見区	4	9	0																																			
合計	304	336	0																																			

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
58	2 農林産物の風評予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略） (2) 畜産関係（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略） 3 農作物の霜害，寒害，ひょう害，干害に対する予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略）	2 農林産物の風評予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局農林企画課） （略） (2) 畜産関係（産業観光局農林企画課） （略） 3 農作物の霜害，寒害，ひょう害，干害に対する予防対策 (1) 農作物関係（産業観光局農林企画課） （略）	組織改正
59	(3) 農業用施設関係（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略） 5－2 雪害の予防 （略） 2 雪害防止施設の維持補修 (1) ため池（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略） (2) その他（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略） 3 農林産物対策 (1) 農作物関係（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略） (2) 畜産関係（産業観光局<u>農業振興整備課</u>） （略）	(3) 農業用施設関係（産業観光局農林企画課） （略） 5－2 雪害の予防 （略） 2 雪害防止施設の維持補修 (1) ため池（産業観光局農林企画課） （略） (2) その他（産業観光局農林企画課） （略） 3 農林産物対策 (1) 農作物関係（産業観光局農林企画課） （略） (2) 畜産関係（産業観光局農林企画課） （略）	組織改正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
89	1 住環境の整備 (略) ※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局） ○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅） 125 戸（平成 30 年 7 月 1 日現在） ※ 住宅地区改良事業（都市計画局） ○ 改良住宅等 4,499 戸（平成 30 年 7 月 1 日現在管理戸数）	1 住環境の整備 (略) ※ 住宅市街地総合整備事業（都市計画局） ○ 都市再生住宅（コミュニティ住宅） 125 戸（令和元年 7 月 1 日現在） ※ 住宅地区改良事業（都市計画局） ○ 改良住宅等 4,564 戸（平成令和元年 7 月 1 日現在管理戸数）	時点修正
89	イ 優良建築物等整備事業（優良再開発建築物整備促進事業・共同化型）（都市計画局まち再生創造推進室） 敷地を共同で利用して建築し、公共性の高い空間を創出するなど、個々の建築活動に合わせた良好な市街地整備を誘導することを目的として、建築設計費や除却費等の一部に対して補助を行う。	イ 優良建築物等整備事業（優良再開発建築物整備促進事業・共同化型）（都市計画局まち再生・創造推進室） 敷地を共同で利用して建築し、公共性の高い空間を創出するなど、個々の建築活動に合わせた良好な市街地整備を誘導することを目的として、建築設計費や除却費等の一部に対して補助を行う。	担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
90	(3) 特定街区（都市計画局都市計画課） （略） ※防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 平成30年7月1日現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約169ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約7,208haを指定 ※高度利用地区（都市計画局） ○ 平成30年7月1日現在，山科駅前地区（約2.8ha），太秦東部地区（約0.9ha），京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※特定街区（都市計画局） ○ 平成30年7月1日現在，京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	(3) 特定街区（都市計画局都市計画課） （略） ※防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和元年7月1日現在，防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約169ha，準防火地域は住宅密集地を中心に約7,208haを指定 ※高度利用地区（都市計画局） ○ 令和元年7月1日現在，山科駅前地区（約2.8ha），太秦東部地区（約0.9ha），京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定 ※特定街区（都市計画局） ○ 令和元年7月1日現在，京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定	時点修正
90	1 パートナースhip型街づくりの推進（都市計画局まち再生・創造推進室） （略） 京都市には，細街路が集中する木造密集市街地が広く分布しており，これら木造密集市街地や細街路は，都市防災上の大きな問題を抱えている一方で，町家が<u>建ち並び</u>，<u>濃やかなコミュニティが息づく</u>など，京都らしい風情をたたえ，歴史都市京都の魅力ともなっている。	1 パートナースhip型街づくりの推進（都市計画局まち再生・創造推進室） （略） 京都市には，細街路が集中する木造密集市街地が広く分布しており，これら木造密集市街地や細街路は，都市防災上の大きな問題を抱えている一方で，町家が<u>立ち並び</u>，<u>濃やかなコミュニティが息付く</u>など，京都らしい風情をたたえ，歴史都市京都の魅力ともなっている。	字句修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
91	2 まちづくり制度の活用 (略) ※ 地区計画制度 ○ 平成30年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等65地区の地区計画が決定されている。 (略) ※ 建築協定（都市計画局） ○ 平成29年7月1日現在 65 地区で建築協定を締結。	2 まちづくり制度の活用 (略) ※ 地区計画制度 ○ 令和元年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等65地区の地区計画が決定されている。 (略) ※ 建築協定（都市計画局） ○ 令和元年7月1日現在 72 地区で建築協定を締結。	時点修正
92	(2) 町家・町並み保存と防災対策の推進（都市計画局（まち再生創造推進室，建築安全推進課，景観政策課）） 京都市には、景観面や文化面での価値を有する歴史的資源である（追記）町家や町並みが数多く存在するとともに、木造建築物を中心とするこうした建築物や町並みは、耐震性や耐火性など防災的な見地からは大きな課題を抱えている現状にある。そのため、（追記）町家・町並みの保存や再生に向けての取組においては、所有者、居住者をはじめ地域住民の理解と協力のもとに、さまざまな側面から防災対策に係る取組の推進や検討を図っていく。	(2) 京町家・町並み保存と防災対策の推進（都市計画局（まち再生・創造推進室，建築安全推進課，景観政策課）） 京都市には、景観面や文化面での価値を有する歴史的資源である京町家や町並みが数多く存在するとともに、木造建築物を中心とするこうした建築物や町並みは、耐震性や耐火性など防災的な見地からは大きな課題を抱えている現状にある。そのため、京町家・町並みの保存や再生に向けての取組においては、所有者、居住者をはじめ地域住民の理解と協力のもとに、さまざまな側面から防災対策に係る取組の推進や検討を図っていく。	担当修正 及び 字句修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
9 2	イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等（消防局（ <u>予防課</u> 、 <u>警防計画課</u> ）） (略)	イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等（消防局（ <u>削除</u> ） <u>予防課</u> （ <u>削除</u> ）） (略)	担当修正
9 4	1 新築建築物の安全対策（ <u>追記</u> ） (1) <u>新築建築物に対する指導の徹底（都市計画局建築審査課）</u> 新築建築物に対しては、建築基準法による現行の耐震基準に基づき、適切な設計、施工の指導を徹底する。 (2) <u>融資制度の活用促進（都市計画局建築審査課）</u> <u>都市の不燃化、建築物の安全化の必要性から、独立行政法人住宅金融支援機構法による融資制度等により、共同住宅、寄宿舍、一般個人住宅等の耐震化を促進する。</u>	1 新築建築物の安全対策（ <u>都市計画局建築審査課</u> ） (<u>削除</u>) 新築建築物に対しては、建築基準法による現行の耐震基準に基づき、適切な設計、施工の指導を徹底する。 (<u>削除</u>)	事業終了のため項目削除
9 5	イ 耐震改修の助成 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅・京町家で <u>一定の要件を満たすものを対象として、その所有者等に耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成している。</u> また、平成 24 年度から、 <u>耐震性（追記）</u> が確実に向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化することにより、手続が簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震（ <u>追記</u> ）リフォーム支援事業」を実施している。	イ 耐震改修の助成 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅・京町家（ <u>削除</u> ）を対象として、（ <u>削除</u> ）耐震性及び防火性が確実に向上する様々な工事を助成対象としてあらかじめメニュー化し、手続が簡単で利用者の費用負担が少ない改修助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・ <u>防火</u> リフォーム支援事業」を実施している。	字句修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																																																
101	3 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (平成30年7月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)</th> </tr> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区</td><td>0</td><td><u>7</u></td><td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>左京区</td><td><u>1</u></td><td><u>4</u></td><td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>7</u></td><td><u>6</u></td><td><u>13</u></td> </tr> <tr> <td>山科区</td><td>0</td><td>3</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>右京区</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>5</u></td><td>7</td><td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td>伏見区</td><td>1</td><td><u>5</u></td><td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>計</td><td><u>16</u></td><td><u>36</u></td><td><u>52</u></td> </tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北区	0	<u>7</u>	<u>7</u>	左京区	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	東山区	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>13</u>	山科区	0	3	3	右京区	2	4	6	西京区	<u>5</u>	7	<u>12</u>	伏見区	1	<u>5</u>	<u>6</u>	計	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>52</u>	3 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (令和元年7月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)</th> </tr> <tr> <th>行政区</th><th>擁壁等の亀裂</th><th>がけ崩れ 等</th><th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区</td><td><u>3</u></td><td><u>5</u></td><td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>左京区</td><td>1</td><td><u>3</u></td><td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>東山区</td><td><u>4</u></td><td><u>7</u></td><td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>山科区</td><td>0</td><td><u>4</u></td><td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>右京区</td><td>2</td><td><u>3</u></td><td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>西京区</td><td><u>4</u></td><td>7</td><td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>伏見区</td><td>1</td><td><u>6</u></td><td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>計</td><td><u>15</u></td><td><u>35</u></td><td><u>50</u></td> </tr> </tbody> </table>	危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)				行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計	北区	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>8</u>	左京区	1	<u>3</u>	<u>4</u>	東山区	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>	山科区	0	<u>4</u>	<u>4</u>	右京区	2	<u>3</u>	<u>5</u>	西京区	<u>4</u>	7	<u>11</u>	伏見区	1	<u>6</u>	<u>7</u>	計	<u>15</u>	<u>35</u>	<u>50</u>	時点修正
危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																																
北区	0	<u>7</u>	<u>7</u>																																																																																
左京区	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>5</u>																																																																																
東山区	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>13</u>																																																																																
山科区	0	3	3																																																																																
右京区	2	4	6																																																																																
西京区	<u>5</u>	7	<u>12</u>																																																																																
伏見区	1	<u>5</u>	<u>6</u>																																																																																
計	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>52</u>																																																																																
危険宅地の現状 (がけ崩れ、擁壁等の亀裂等)																																																																																			
行政区	擁壁等の亀裂	がけ崩れ 等	計																																																																																
北区	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>8</u>																																																																																
左京区	1	<u>3</u>	<u>4</u>																																																																																
東山区	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>11</u>																																																																																
山科区	0	<u>4</u>	<u>4</u>																																																																																
右京区	2	<u>3</u>	<u>5</u>																																																																																
西京区	<u>4</u>	7	<u>11</u>																																																																																
伏見区	1	<u>6</u>	<u>7</u>																																																																																
計	<u>15</u>	<u>35</u>	<u>50</u>																																																																																
103	1 道路の整備（建設局土木管理課） 震災時に道路機能を確保するため、道路に面した斜面の危険箇所等を調査し、地形や地質、危険度を記載した防災カルテに基づき、斜面の変状を継続的に観察し、崩土、落石等の危険がある箇所については、<u>法面保護</u>等の防災工事を計画的に推進していく。	1 道路の整備（建設局土木管理課） 震災時に道路機能を確保するため、道路に面した斜面の危険箇所等を調査し、地形や地質、危険度を記載した防災カルテに基づき、斜面の変状を継続的に観察し、崩土、落石等の危険がある箇所については、<u>斜面保護</u>等の防災工事を計画的に推進していく。	字句修正																																																																																

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
104	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（平成29年度：一般国道162号ほか15路線） ○道路改良事業（平成21年度：一般国道477号ほか9路線） （略）	5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） （略） （略） ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（平成30年度：一般国道162号ほか14路線） ○道路改良事業（平成21年度：一般国道477号ほか9路線） （略）	時点修正
105	(2) 防災機能の強化（建設局河川整備課） （略） ※ 浸水防除対策（建設局） ○河川等改良；杉坂川ほか8河川 ○「京都市水共生プラン」における雨水流出抑制対策の実施 ○幹線排水路整備，排水機場維持管理等 ○京北周山地区浸水対策工事（ポンプ設置：2箇所）	(2) 防災機能の強化（建設局河川整備課） （略） ※ 浸水防除対策（建設局） ○河川等改良；杉坂川ほか7河川 ○「京都市水共生プラン」における雨水流出抑制対策の実施 ○幹線排水路整備，排水機場維持管理等 （削除）	時点修正
105	(1) 管理責任者への指導（産業観光局農業振興整備課） (2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農業振興整備課） 市内総数 123 箇所のため池のうち改修が必要と考えられるものが 15 箇所程度あるが，これらの施設については，耐震性を考慮した改修や補強等を（追記）指導するとともに，緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備する。また，震度 5 弱以上が観	(1) 管理責任者への指導（産業観光局農林企画課） (2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農林企画課） 市内総数 120 箇所のため池については，パトロールを実施し，危険箇所の点検を行う。また，防災重点ため池に選定されている 27 箇所及び改修が必要な 4 箇所のため池については，耐震性を考慮した改修や補強等を管理者等に指導する。さらに，防災重点ため池については，緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備す	防災重点ため池の基準の設定に伴う修正及び時点修正。

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																																												
	測された地震発生時には、ため池の緊急点検の実施を（追記）指導する。 （追記） ※ 農林施設の安全対策指導（産業観光局） ○ 防災パトロールを実施し、危険個所の点検を行うとともに、要改修ため池については、ため池等整備事業としての改修、補強を（追記）指導	るほか、震度 5 弱以上が観測された地震発生時には、ため池の緊急点検の実施を<u>管理者等に</u>指導する。 ○防災重点ため池一覧（27 箇所） <table><tr><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>小池</td><td>北区上賀茂本山</td><td>紅葉池</td><td>西京区御陵御茶屋山</td></tr><tr><td>権土池</td><td>左京区岩倉上蔵町</td><td>上ノ池（弁天池）</td><td>西京区大枝西長町</td></tr><tr><td>飛弾池</td><td>左京区岩倉長谷町</td><td>下ノ池</td><td>西京区大枝西長町</td></tr><tr><td>とどき池</td><td>左京区岩倉花園町</td><td>地藏池</td><td>西京区大原野上羽町</td></tr><tr><td>文徳池</td><td>右京区太秦三尾町</td><td>三田戸中池</td><td>西京区大原野上羽町</td></tr><tr><td>古田池</td><td>右京区梅ヶ畑古田町</td><td>三田戸下池</td><td>西京区大原野上羽町</td></tr><tr><td>大沢池</td><td>右京区嵯峨大沢町</td><td>薬師谷池</td><td>西京区大原野灰方町</td></tr><tr><td>広沢池</td><td>右京区嵯峨広沢町</td><td>射場ノ池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>西ヶ谷池</td><td>右京区嵯峨越畑桃原</td><td>米谷池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>桃原池</td><td>右京区嵯峨嵯原西桃原</td><td>千原池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>奥野池</td><td>右京区京北漆谷町谷北</td><td>南春日ノ新池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>矢谷池</td><td>右京区京北下弓削町矢谷奥</td><td>宮池</td><td>西京区大原野南春日町</td></tr><tr><td>榎原弁天池</td><td>西京区榎原池ノ上町</td><td>奥ノ新池</td><td>伏見区日野谷寺町</td></tr><tr><td>榎原新池</td><td>西京区榎原秤谷町</td><td></td><td></td></tr></table>					小池	北区上賀茂本山	紅葉池	西京区御陵御茶屋山	権土池	左京区岩倉上蔵町	上ノ池（弁天池）	西京区大枝西長町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	下ノ池	西京区大枝西長町	とどき池	左京区岩倉花園町	地藏池	西京区大原野上羽町	文徳池	右京区太秦三尾町	三田戸中池	西京区大原野上羽町	古田池	右京区梅ヶ畑古田町	三田戸下池	西京区大原野上羽町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	薬師谷池	西京区大原野灰方町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	西ヶ谷池	右京区嵯峨越畑桃原	米谷池	西京区大原野南春日町	桃原池	右京区嵯峨嵯原西桃原	千原池	西京区大原野南春日町	奥野池	右京区京北漆谷町谷北	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	矢谷池	右京区京北下弓削町矢谷奥	宮池	西京区大原野南春日町	榎原弁天池	西京区榎原池ノ上町	奥ノ新池	伏見区日野谷寺町	榎原新池	西京区榎原秤谷町			
小池	北区上賀茂本山	紅葉池	西京区御陵御茶屋山																																																												
権土池	左京区岩倉上蔵町	上ノ池（弁天池）	西京区大枝西長町																																																												
飛弾池	左京区岩倉長谷町	下ノ池	西京区大枝西長町																																																												
とどき池	左京区岩倉花園町	地藏池	西京区大原野上羽町																																																												
文徳池	右京区太秦三尾町	三田戸中池	西京区大原野上羽町																																																												
古田池	右京区梅ヶ畑古田町	三田戸下池	西京区大原野上羽町																																																												
大沢池	右京区嵯峨大沢町	薬師谷池	西京区大原野灰方町																																																												
広沢池	右京区嵯峨広沢町	射場ノ池	西京区大原野南春日町																																																												
西ヶ谷池	右京区嵯峨越畑桃原	米谷池	西京区大原野南春日町																																																												
桃原池	右京区嵯峨嵯原西桃原	千原池	西京区大原野南春日町																																																												
奥野池	右京区京北漆谷町谷北	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町																																																												
矢谷池	右京区京北下弓削町矢谷奥	宮池	西京区大原野南春日町																																																												
榎原弁天池	西京区榎原池ノ上町	奥ノ新池	伏見区日野谷寺町																																																												
榎原新池	西京区榎原秤谷町																																																														

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
115	2 災害対策本部室の<u>（追記）整備</u>（行財政局防災危機管理室） 災害対策本部室（市役所本庁舎1階会議室）に<u>（追記）</u>，災害時の情報収集，伝達機能をはじめ本部の運用に必要な無線，有線等の情報通信機器，非常電源等の整備を進め，災害対策本部の機能を強化する。 <u>（追記）</u> また，<u>バックアップ対策として，消防局本部庁舎にその代替機能を確保するとともに，京都市の各種施設について，防災面からの役割，機能等について検討を進め，さらに，災害対策本部会議の開催や被害情報の収集・整理・分析，関係機関との連絡・対応等を行うスペースや機器を備えた危機管理センター（仮称）の設置に向けて検討を進める。</u> 3 必要資機材の整備（各局，区役所） （1）各局，区役所においては，<u>有線，無線機器や各種防災図面</u>，災害時の運用マニュアル等の防災用資料等を災害対策関連室等に常備し，災害発生時に初動活動が迅速に開始できるよう体制を整備する。	2 災害対策本部室及び危機管理センターの整備（行財政局防災危機管理室） 災害対策本部室（市役所分庁舎4階会議室）に<u>（移設し）</u>，災害時の情報収集，伝達機能をはじめ本部の運用に必要な無線，有線等の情報通信機器，非常電源等の整備を進め，災害対策本部の機能を強化する。 <u>併せて，災害対策本部会議の開催や被害情報の収集・整理・分析，関係機関との連絡・対応等を行うスペースや機器（オペレーションシステム）を備えた危機管理センターを分庁舎4階に新設する。</u> また，<u>（削除）京都市の各種施設について，防災面からの役割，機能等について検討を進める。</u> 3 必要資機材の整備（各局，区役所） （1）各局，区役所においては，<u>情報通信機器，防災情報端末，各種防災図面</u>，災害時の運用マニュアル等の防災用資料等を災害対策関連室等に常備し，災害発生時に初動活動が迅速に開始できるよう体制を整備する。	危機管理センター新設による修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	1 2 2
現行	(防災情報システム概念図)
修正案	(防災情報システム概念図)
修正理由	システム変更に伴う修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
122	ア 防災情報系システムの活用 (7) 音声のほか、<u>ファクシミリ</u>、データ、画像等による伝達・収集を有効に活用し、消防指令システムや高度情報化事業（イントラネット）との連携による総合的な防災情報通信として運用する。 (イ) (略) (ウ) (略) イ 市、区災害対策本部の機能強化 (7) <u>固定・移動系無線システムの電話、ファクシミリ、携帯型無線機</u>等を有効に活用し、出張所、土木事務所等の出先機関との連携を強化する。	ア 防災情報系システムの活用 (7) 音声のほか、<u>IP告知システム</u>、データ、画像等による伝達・収集を有効に活用し、消防指令システムや高度情報化事業（イントラネット）との連携による総合的な防災情報通信として運用する。 (イ) (略) (ウ) (略) ウ 市、区災害対策本部の機能強化 (7) <u>IP告知システム</u>、<u>衛星携帯電話</u>等を有効に活用し、出張所、土木事務所等の出先機関との連携を強化する。	システム変更による修正
124	2 情報施設、通信施設等の災害予防 (略) (3) (略) (4) <u>災害対策本部室の代替機能の確保（行財政局防災危機管理室）</u> <u>行財政局防災危機管理室は、災害時に庁舎の損壊等により災害対策本部室が機能不全となった場合の代替手段を講じておく。</u> ※ <u>消防局本部庁舎7階作戦室の代替災害対策本部室としての機能整備（行財政局）</u>	2 情報施設、通信施設等の災害予防 (略) (3) (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	分庁舎に移設後は、消防局本部庁舎7階作戦室を代替手段としないため

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
125	1 防災情報システムの活用 (1) 文字表示板の活用 避難住民や観光客に対し、J R 京都駅や各区役所・消防署に設置している <u>(追記)</u> 文字表示板等を活用して災害情報等の提供を行う。	1 防災情報システムの活用 (1) 文字表示板の活用 避難住民や観光客に対し、J R 京都駅 <u>(削除)</u> に設置している <u>大型</u> 文字表示板 <u>(削除)</u> を活用して災害情報等の提供を行う。	語句修正
126	2 市民への情報提供体制の整備 (略) (3) <u>水災情報システムの運営（行財政局防災危機管理室）</u> <u>インターネットの京都市水災情報ネットにより、各種気象予警報や土砂災害警戒情報、雨量情報河川の水位情報等</u>を提供する。 (略) (7) (略) <u>(追記)</u>	2 市民への情報提供体制の整備 (略) (3) <u>避難情報伝達システムの運営（行財政局防災危機管理室）</u> <u>避難行動要支援者名簿掲載者のうち、緊急速報メールの受信ができない市民に対して電話又はファックスにより避難情報を提供</u>する。 (略) (7) (略) (8) <u>280MHz同報無線システムの運営（行財政局防災危機管理室）</u> <u>災害対策本部等から市内の各避難所に対し、避難支援情報等を一斉・同時に提供する。</u>	
130	(2) 広域避難場所の条件 (略) ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（平成30年7月1日現在）	(2) 広域避難場所の条件 (略) (7) ※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 68箇所（令和元年7月1日現在）	時点修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
131	3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） （略） ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（平成30年7月1日現在）	3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） （略） ※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（令和元年7月1日現在）	時点修正
131	5 指定避難所 （略） ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 425箇所（平成30年7月1日現在）	5 指定避難所 （略） ※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 424箇所（令和元年7月1日現在）	時点修正
131	(1) 避難体制の整備 （略） ※避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 259基（平成30年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 169基（平成30年7月1日現在）	(1) 避難体制の整備 （略） ※避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 250基（令和元年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 169基（令和元年7月1日現在）	時点修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
134	1 避難所の開設準備体制の整備 (略) (2) 福祉避難所の指定（保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局<u>育成推進課</u>，区役所） 保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局<u>育成推進課</u>，区役所は，あらかじめ，区内の公営・民営の社会福祉施設等の管理者等関係機関と協議のうえ，要配慮者向けの福祉避難所の指定を進める (3) 避難所開設準備体制の整備（区役所，都市計画局（<u>建築安全推進課</u>，公共建築部）） 区役所は，施設の状況調査から，安全確認を経て，避難所開設指示に至るまでの体制を施設管理者や関係機関と協議し，整備を進める。 特に，勤務時間外に地震が発生したときは，避難所の開設指示以前に住民が避難していることを想定し，自治会等の地元組織と連携しながら避難所開設の準備体制を整備する。 また，都市計画局（<u>建築安全推進課</u>，公共建築部）は，安全な施設に避難者を受け入れるため，避難所の応急危険度判定の実施体制を整備する。	1 避難所の開設準備体制の整備 (略) (2) 福祉避難所の指定（保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局<u>子ども家庭支援課</u>，区役所） 保健福祉局（保健福祉総務課，障害保健福祉推進室，介護ケア推進課），子ども若者はぐくみ局<u>子ども家庭支援課</u>，区役所は，あらかじめ，区内の公営・民営の社会福祉施設等の管理者等関係機関と協議のうえ，要配慮者向けの福祉避難所の指定を進める (3) 避難所開設準備体制の整備（区役所，都市計画局（<u>(削除)</u> 公共建築部）） 区役所は，施設の状況調査から，安全確認を経て，避難所開設指示に至るまでの体制を施設管理者や関係機関と協議し，整備を進める。 特に，勤務時間外に地震が発生したときは，避難所の開設指示以前に住民が避難していることを想定し，自治会等の地元組織と連携しながら避難所開設の準備体制を整備する。 また，都市計画局（<u>(削除)</u> 公共建築部）は，安全な施設に避難者を受け入れるため，避難所の応急危険度判定の実施体制を整備する。	担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
135	2 避難所の運営体制の整備 (略) (7) 妊産婦等福祉避難所運営ガイドラインに基づく運営体制の整備 (子ども若者はぐくみ局<u>育成推進課</u>) 子ども若者はぐくみ局<u>育成推進課</u>は、発災時において配慮が必要な妊産婦等の円滑な避難支援のため策定した「妊産婦等福祉避難所運営ガイドライン（平成 27 年 3 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。 (8) 妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドラインに基づく運営体制の整備(子ども若者はぐくみ局<u>育成推進課</u>) 子ども若者はぐくみ局<u>育成推進課</u>は、妊産婦等福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入れ調整などについて定めた「妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドライン（平成 27 年 12 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。	2 避難所の運営体制の整備 (略) (7) 妊産婦等福祉避難所運営ガイドラインに基づく運営体制の整備 (子ども若者はぐくみ局<u>子ども家庭支援課</u>) 子ども若者はぐくみ局<u>子ども家庭支援課</u>は、発災時において配慮が必要な妊産婦等の円滑な避難支援のため策定した「妊産婦等福祉避難所運営ガイドライン（平成 27 年 3 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。 (8) 妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドラインに基づく運営体制の整備(子ども若者はぐくみ局<u>子ども家庭支援課</u>) 子ども若者はぐくみ局<u>子ども家庭支援課</u>は、妊産婦等福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入れ調整などについて定めた「妊産婦等福祉避難所入所対象者の選定方法及び受入れ調整等に関するガイドライン（平成 27 年 12 月策定）」に基づき、福祉避難所の運営体制の整備を推進する。	担当修正
138	2 市民防火体制の強化 (略) (3) <u>一般住宅</u>に対する<u>訪問</u>防火指導の<u>強化</u>（消防局市民安全課） (略)	2 市民防火体制の強化 (略) (3) (<u>削除</u>)住宅に対する(<u>削除</u>)防火指導の<u>実施</u>（消防局市民安全課） (略)	文言修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
139	3 広報活動（消防局（総務課，予防課，指導課，市民安全課）） （略） （防火運動） <table><tr><th>名 称</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>年末防火運動</td><td>12 月 <u>20</u> 日～12 月 31 日</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名 称	期 間	備 考	（略）	（略）	（略）	年末防火運動	12 月 <u>20</u> 日～12 月 31 日		（略）	（略）		3 広報活動（消防局（総務課，予防課，指導課，市民安全課）） （略） （防火運動） <table><tr><th>名 称</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>年末防火運動</td><td>12 月 <u>15</u> 日～12 月 31 日</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	名 称	期 間	備 考	（略）	（略）	（略）	年末防火運動	12 月 <u>15</u> 日～12 月 31 日		（略）	（略）		日付修正
名 称	期 間	備 考																									
（略）	（略）	（略）																									
年末防火運動	12 月 <u>20</u> 日～12 月 31 日																										
（略）	（略）																										
名 称	期 間	備 考																									
（略）	（略）	（略）																									
年末防火運動	12 月 <u>15</u> 日～12 月 31 日																										
（略）	（略）																										
141	(3) 救急体制の整備（消防局救急課，技術指導課） （略） ※ 消防車両，器材等の整備（消防局） （略） ※ 救急高度化事業（消防局）（平成 30 年 7 月 1 日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>328</u> 名 ○ 高規格救急車の整備 45 台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>43</u> 式 ○ 応急手当普及啓発	(3) 救急体制の整備（消防局救急課，技術指導課） （略） ※ 消防車両，器材等の整備（消防局） （略） ※ 救急高度化事業（消防局）（令和元年 7 月 1 日現在） ○ 救急救命士の配置 <u>333</u> 名 ○ 高規格(3)救急車の整備 45 台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 <u>44</u> 式 ○ 応急手当普及啓発	時点修正																								

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
142	(消防水利の状況) (平成30年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>24,097</td><td>2,739</td><td>32(28)</td><td>204</td><td>302</td><td>1,396</td><td>0</td><td>28,770</td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は、防火井戸を示す。 ※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備（平成30年7月1日現在） ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：74 基 略	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	24,097	2,739	32(28)	204	302	1,396	0	28,770	(消防水利の状況) (令和元年7月1日現在) <table><tr><td>水利種別</td><td>消火栓</td><td>防火水槽</td><td>井戸</td><td>貯水池</td><td>プール</td><td>濠・河川溝川</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>箇所数</td><td>25,563</td><td>2,738</td><td>32(28)</td><td>203</td><td>304</td><td>1,410</td><td>0</td><td>30,250</td></tr></table> 井戸内の（ ）内の数は、防火井戸を示す。 ※ 耐震型防火水槽等の整備（消防局） 震災消防水利整備計画に基づき整備（令和元年7月1日現在） ○ 耐震型防火水槽（100 m³）：75 基 略	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	25,563	2,738	32(28)	203	304	1,410	0	30,250	時点修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	24,097	2,739	32(28)	204	302	1,396	0	28,770																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	25,563	2,738	32(28)	203	304	1,410	0	30,250																															
147	カ 負傷者・死亡者搬送用車両等の確保（保健福祉局各所属，消防局警防計画課） 保健福祉局各所属，消防局警防計画課は，災害による負傷者，死亡者の搬送のため，関係団体等との連携協力体制の整備を図る。	カ 負傷者・死亡者搬送用車両等の確保（保健福祉局各所属，消防局救急課） 保健福祉局各所属，消防局救急課は，災害による負傷者，死亡者の搬送のため，関係団体等との連携協力体制の整備を図る。	担当修正																																				

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
151	(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課） ※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（平成 30 年 8 月 1 日現在） ○アルファ化米 654,496 食 ○お粥 111,550 食 ○補助食料 221,888 食 ○ 粉ミルク 2,712 缶 ○飲料水 638,961 本 ※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（平成 30 年 8 月 1 日現在） （略） ※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）（平成 30 年 8 月 1 日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 195 箇所設置	(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課） ※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（令和元年 7 月 1 日現在） ○アルファ化米 729,200 食 ○お粥 121,100 食 ○補助食料 276,938 食 ○ 粉ミルク 2,712 缶 ○飲料水 604,048 本 ※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（令和元年 7 月 1 日現在） （略） ※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会，行財政局）（令和元年 7 月 1 日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 240 箇所設置	時点修正
152	(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室，中央卸売市場第一市場，中央卸売市場第二市場，<u>中小企業振興課</u>，新産業振興室）） 産業観光局（産業企画室，中央卸売市場第一市場，中央卸売市場第二市場，<u>中小企業振興課</u>，新産業振興室）は，災害時の中央卸売市場における食料の早期安定供給を図るための体制を整備するとともに，経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室，中央卸売市場第一市場，中央卸売市場第二市場，<u>地域企業振興課</u>，新産業振興室）） 産業観光局（産業企画室，中央卸売市場第一市場，中央卸売市場第二市場，<u>地域企業振興課</u>，新産業振興室）は，災害時の中央卸売市場における食料の早期安定供給を図るための体制を整備するとともに，経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
155	2 公的備蓄の充実 ※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（平成30年8月1日現在） ○ 毛布（真空パック） 76,003 枚 ○ アルミシート 229,362 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 紙おむつ（大） 24,000 枚 ○ 紙おむつ（小） 50,128 枚 ○ 生理用品 134,080 枚 ○ トイレットペーパー 28,117 巻 ○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,032 基 ○ 簡易トイレ 2,347 個 ○ 凝固剤 328,040 回	2 公的備蓄の充実 ※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和元年7月1日現在） ○ 毛布（真空パック） 76,891 枚 ○ アルミシート 229,162 枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000 本 ○ 紙おむつ（大） 24,000 枚 ○ 紙おむつ（小） 50,128 枚 ○ 生理用品 134,080 枚 ○ トイレットペーパー 28,117 巻 ○ 仮設トイレ（貯留式） 431 基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型） 1,064 基 ○ 簡易トイレ 2,347 個 ○ 凝固剤 328,040 回	時点修正
156	(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室，<u>中小企業振興課</u>，新産業振興室）） 産業観光局（産業企画室，<u>中小企業振興課</u>，新産業振興室）は，経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室，<u>地域企業振興課</u>，新産業振興室）） 産業観光局（産業企画室，<u>地域企業振興課</u>，新産業振興室）は，経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。	組織改正
157	イ 上下水道局水道管路管理センターは，給水拠点として，広域避難場所周辺の消火栓・配水管から<u>仮設配管</u>による円滑な応急給水体制の整備を図る。	イ 上下水道局水道管路管理センターは，給水拠点として，広域避難場所周辺の消火栓・配水管から<u>仮設給水栓</u>による円滑な応急給水体制の整備を図る。	字句修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
158	(5) 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室，保健福祉局医務衛生課，教育委員会事務局教育環境整備室，上下水道局水道部管理課）（略） ※災害時協力井戸登録 635件（行財政局）（平成30年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） 雨水貯留タンクの設置（行財政局，教育委員会）	(5) 生活用水の確保（行財政局防災危機管理室，保健福祉局医務衛生課，教育委員会事務局教育環境整備室，上下水道局水道部管理課）（略） ※災害時協力井戸登録 634件（行財政局）（令和元年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） 雨水貯留タンクの設置（行財政局，教育委員会）	
160	(1) 家畜伝染病の予防体制の整備（産業観光局農業振興整備課） 産業観光局農業振興整備課は，関係機関と連携して，震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。	(1) 家畜伝染病の予防体制の整備（産業観光局農林企画課） 産業観光局農林企画課は，関係機関と連携して，震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。	組織改正
162	1 災害廃棄物処理対応マニュアル，支援システムの整備 (1) 災害廃棄物処理対応マニュアル，支援システムの整備（環境政策ごみ減量推進課） 環境政策局ごみ減量推進課は，災害発生時における災害廃棄物処理計画，有害廃棄物保管事業所調査計画等の策定に必要な資料を得て，的確な初動体制を確立するために，対応マニュアルを随時点検，見直すとともに，災害廃棄物発生量の把握，収集運搬シミュレーション，有害廃棄物のデータ管理を行う災害廃棄物処理支援システムの効果的運用体制を整備する。	1 災害廃棄物処理計画，支援システムの整備 (1) 災害廃棄物処理計画，支援システムの整備（環境政策局ごみ減量推進課） 環境政策局ごみ減量推進課は，災害発生時における災害廃棄物処理実行計画，有害廃棄物保管事業所調査計画等の策定に必要な資料を得て，的確な初動体制を確立するために，災害廃棄物処理計画を随時点検，見直すとともに，災害廃棄物発生量の把握，収集運搬シミュレーション，有害廃棄物のデータ管理を行う災害廃棄物処理支援システムの効果的運用体制を整備する。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
162	3 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備 (1) 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備（環境政策局ごみ減量推進課（追記）） 災害時のごみ排出量は、通常時のごみ排出量を大きく超えることが予想される反面、ごみの収集効率の低下が予想される。環境政策局（追記）ごみ減量推進課（追記）は、災害時にも、可能な限り既存の収集体制の維持を図るため、他都市への応援要請、一般廃棄物収集運搬業者への協力要請が迅速に進められる体制を整備する。 (2) 生活系ごみ・粗大ごみの処分体制の整備（環境政策局ごみ減量推進課（追記）） 環境政策局（追記）ごみ減量推進課（追記）は、収集したごみの処理方法に関し、仮置場への破砕機の設置、他都市に対する可燃物の焼却依頼、最終処分の他都市への依頼や民間処分地への依頼などの処理計画の検討を行う。	3 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備 (1) 生活系ごみ・粗大ごみの収集体制の整備（環境政策局ごみ減量推進課、<u>まち美化推進課</u>） 災害時のごみ排出量は、通常時のごみ排出量を大きく超えることが予想される反面、ごみの収集効率の低下が予想される。環境政策局（<u>ごみ減量推進課</u>、<u>まち美化推進課</u>）は、災害時にも、可能な限り既存の収集体制の維持を図るため、他都市への応援要請、一般廃棄物収集運搬業者への協力要請が迅速に進められる体制を整備する。 (2) 生活系ごみ・粗大ごみの処分体制の整備（環境政策局ごみ減量推進課、<u>適正処理施設部</u>） 環境政策局（<u>ごみ減量推進課</u>、<u>適正処理施設部</u>）は、収集したごみの処理方法に関し、仮置場への破砕機の設置、他都市に対する可燃物の焼却依頼、最終処分の他都市への依頼や民間処分地への依頼などの処理計画の検討を行う。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正
163	4 環境対策への備え (1) リサイクルの推進体制の整備（環境政策局ごみ減量推進課（<u>追記</u>）） 環境政策局（追記）ごみ減量推進課（追記）は、平常時から、リサイクル業者情報のデータベース化等を図り、リサイクルルートの確保に努める。	4 環境対策への備え (1) リサイクルの推進体制の整備（環境政策局ごみ減量推進課、<u>廃棄物指導課</u>） 環境政策局（<u>ごみ減量推進課</u>、<u>廃棄物指導課</u>）は、平常時から、リサイクル業者情報のデータベース化等を図り、リサイクルルートの確保に努める。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
163	(2) 環境汚染への配慮（環境政策局（ごみ減量推進課，廃棄物指導課（追記）） 環境政策局（ごみ減量推進課，廃棄物指導課（追記））は，被災家屋等の無秩序な解体を抑制するために，平常時から，解体業者向けマニュアルを作成し，指導啓発に当たる。平常時から，災害時に大量発生が予想される石綿含有廃棄物等の一時保管場所の確保の準備を行う。	(2) 環境汚染への配慮（環境政策局（ごみ減量推進課，廃棄物指導課，環境指導課，適正処理施設部）） 環境政策局（ごみ減量推進課，廃棄物指導課，環境指導課，適正処理施設部）は，被災家屋等の無秩序な解体を抑制するために，平常時から，解体業者向けマニュアルを作成し，指導啓発に当たる。平常時から，災害時に大量発生が予想される石綿含有廃棄物等の一時保管場所の確保の準備を行う。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正
165	(2) 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（略） ※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局，環境政策局） ○ 組立式仮設トイレ 431 基（平成 30 年 7 月 1 日現在） ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局，上下水道局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,032 基（平成 30 年 7 月 1 日現在） ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局，環境政策局等）	(2) 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（略） ※ し尿収集体制の整備（環境政策局） ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局，環境政策局） ○ 組立式仮設トイレ 431 基（令和元年 7 月 1 日現在） ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局，上下水道局） ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,064 基（令和元年 7 月 1 日現在） ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局，環境政策局等）	時点修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
174	(2) 災害救助法の実務の研修（<u>保健福祉局保健福祉総務課</u>） <u>保健福祉局保健福祉総務課</u>は、各局、区役所の担当職員に対する災害救助の実務の研修等を実施し、平常時から災害救助法の実務についての習熟を図る。	(2) 災害救助法の実務の研修（<u>行財政局防災危機管理室</u>，<u>保健福祉局保健福祉総務課</u>） <u>行財政局防災危機管理室及び保健福祉局保健福祉総務課</u>は、各局、区役所の担当職員に対する災害救助の実務の研修等を実施し、平常時から災害救助法の実務についての習熟を図る。	事務の所管換えによる修正
176	(2) 防災訓練へのボランティアの参加の促進（京都市災害ボランティアセンター） 京都市総合防災訓練，<u>区役所</u>総合防災訓練等において，京都市災害ボランティアセンターとして，区社会福祉協議会などボランティア関係団体等と連携して，センターの運用訓練や被災状況に応じた避難者（要配慮者を含む。）の支援訓練を行うなど訓練を実施する。	(1) 防災訓練へのボランティアの参加の促進（京都市災害ボランティアセンター） 京都市総合防災訓練，区<u>（削除）</u>総合防災訓練等において，京都市災害ボランティアセンターとして，区社会福祉協議会などボランティア関係団体等と連携して，センターの運用訓練や被災状況に応じた避難者（要配慮者を含む。）の支援訓練を行うなど訓練を実施する。	字句修正
189	ア 緊急避難広場 （略） ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 50箇所（平成30年7月1日現在） イ 一時滞在施設 （略） ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 140箇所（平成30年7月1日現在）	ア 緊急避難広場 （略） ※ 緊急避難広場の指定 ○ 緊急避難広場 49箇所（令和元年7月1日現在） イ 一時滞在施設 （略） ※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 134箇所（令和元年7月1日現在）	時点修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																												
	ウ (略) ※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 24団体 (平成30年7月1日現在)	ウ (略) ※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 23団体 (令和元年7月1日現在)																													
190	(2) ターミナル（京都駅周辺）における事前対策 ア 緊急避難先としての、「観光客緊急避難広場」，「観光客一時滞在施設」の指定 イ 避難誘導団体の指定 略	(2) ターミナル（京都駅周辺）における事前対策 ア 緊急避難先としての，「(削除) 緊急避難広場」，「(削除) 一時滞在施設」の指定 イ 避難誘導団体の指定 略	字句修正																												
197	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">1.4 本部体制を整える</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>局長，区長等</td><td>(3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる</td></tr><tr><td>職務代行者</td><td>1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する</td></tr><tr><td>本部員</td><td>1.4.11 本部員の任に当たる</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	1.4 本部体制を整える	(略)	(略)	局長，区長等	(3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる	職務代行者	1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する	本部員	1.4.11 本部員の任に当たる	(略)	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">1.4 本部体制を整える</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>局長，区長等</td><td>(3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる</td></tr><tr><td>各部</td><td>1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する</td></tr><tr><td>本部員</td><td>1.4.11 本部員の任に当たる</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	1.4 本部体制を整える	(略)	(略)	局長，区長等	(3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる	各部	1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する	本部員	1.4.11 本部員の任に当たる	(略)	(略)	字句修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																													
1.4 本部体制を整える	(略)	(略)																													
	局長，区長等	(3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる																													
	職務代行者	1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する																													
	本部員	1.4.11 本部員の任に当たる																													
	(略)	(略)																													
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																													
1.4 本部体制を整える	(略)	(略)																													
	局長，区長等	(3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる																													
	各部	1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する																													
	本部員	1.4.11 本部員の任に当たる																													
	(略)	(略)																													

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
199	■ 役割分担			■ 役割分担			災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正
	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	1.9 区本部の体制を整える	環境政策部 <u>廃棄物清掃班</u> ，建設部庶務班，消防部区災害対策本部班	1, 9, 10 情報連絡員（リエゾン）を区本部に派遣する	1.9 区本部の体制を整える	環境政策部 <u>庶務班</u> ，建設部庶務班，消防部区災害対策本部班	1, 9, 10 情報連絡員（リエゾン）を区本部に派遣する	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
202	1, 4, 10 事前に定める者が本部長を代理する（ <u>職務代行者</u> ） 本部長，副本部長共に事故等あるときは，「京都市長職務代行者順位指定規則」の定める順位による者が代理する。			1, 4, 10 事前に定める者が本部長を代理する（ <u>各部</u> ） 本部長，副本部長共に事故等あるときは，「京都市長職務代行者順位指定規則」の定める順位による者が代理する。			字句修正
206	1.9.10 情報連絡員（リエゾン）を区本部に派遣する（環境政策部 <u>廃棄物清掃班</u> ，建設部庶務班，消防部区災害対策本部班） 本部長により第3号体制以上の活動体制が指示された場合は，環境政策部 <u>廃棄物清掃班</u> ，建設部庶務班，消防部区災害対策本部班は，体制が整い次第，速やかに区本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し，緊密な連携を図る。			1.9.10 情報連絡員（リエゾン）を区本部に派遣する（環境政策部 <u>庶務班</u> ，建設部庶務班，消防部区災害対策本部班） 本部長により第3号体制以上の活動体制が指示された場合は，環境政策部 <u>庶務班</u> ，建設部庶務班，消防部区災害対策本部班は，体制が整い次第，速やかに区本部に情報連絡員（リエゾン）を派遣し，緊密な連携を図る。			災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
216	3.1.3 各部等に地震情報を伝達する（本部事務局，消防部通信指令班（災害情報処理担当）） 本部事務局又は消防部通信指令班（災害情報処理担当）は，京都市域において震度4以上の地震が発生したときは，庁内放送，<u>防災行政無線</u>等を利用して，各部等に地震情報の伝達を行う。	3.1.3 各部等に地震情報を伝達する（本部事務局，消防部通信指令班（災害情報処理担当）） 本部事務局又は消防部通信指令班（災害情報処理担当）は，京都市域において震度4以上の地震が発生したときは，庁内放送，<u>IP告知システム</u>等を利用して，各部等に地震情報の伝達を行う。	
217	（被害概況報告（速報）） ○ 収集事項（場所，覚知時間を含む。） （略） ○ 被害概況報告（速報）の収集方法 ア 庁舎・施設等の確認，周辺状況の確認（高所からの視察等） イ 警察機関，防災関係機関との情報連絡 ウ パトロールの実施 エ 住民からの通報，連絡 オ <u>高所カメラ，ヘリコプター</u>による確認 カ 参集職員からの情報収集（勤務時間外） キ その他可能な方法	（被害概況報告（速報）） ○ 収集事項（場所，覚知時間を含む。） （略） ○ 被害概況報告（速報）の収集方法 ア 庁舎・施設等の確認，周辺状況の確認（高所からの視察等） イ 警察機関，防災関係機関との情報連絡 ウ パトロールの実施 エ 住民からの通報，連絡 オ <u>消防局収集映像（高所カメラ，ヘリコプターカメラ等）及び防災危機管理室収集映像（ドローン等，ビデオカメラ）</u>による確認 カ 参集職員からの情報収集（勤務時間外） キ その他可能な方法	映像収集方法の変更による修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																													
218	3, 4, 1 可能な限り迅速な情報伝達を行う（各部，区本部） 各部，区本部は，有線電話途絶時には，防災情報システム（無線システム），<u>（追記）</u>携帯電話の活用のほか，消防無線その他の業務用無線（交通，水道等）の利用や連絡員の派遣など，災害の状況に応じ可能な措置を講じ，可能な限り迅速な情報伝達を行う。	3, 4, 1 可能な限り迅速な情報伝達を行う（各部，区本部） 各部，区本部は，有線電話途絶時には，防災情報システム（無線システム），<u>衛星</u>携帯電話の活用のほか，消防無線その他の業務用無線（交通，水道等）の利用や連絡員の派遣など，災害の状況に応じ可能な措置を講じ，可能な限り迅速な情報伝達を行う。	通 信 手 段 の変更																													
220	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="6">4. 2 一般広報を行う</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">総合企画部広報・記録班 <u>（追記）</u></td><td>4. 2. 2 本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う</td></tr><tr><td>4. 2. 3 放送機関を通じて情報提供を行う</td></tr><tr><td>4. 2. 4 インターネットを利用して情報を提供する</td></tr><tr><td>4. 2. 5 広報印刷物による広報を行う</td></tr><tr><td>4. 2. 6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	4. 2 一般広報を行う	(略)	(略)	総合企画部広報・記録班 <u>（追記）</u>	4. 2. 2 本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う	4. 2. 3 放送機関を通じて情報提供を行う	4. 2. 4 インターネットを利用して情報を提供する	4. 2. 5 広報印刷物による広報を行う	4. 2. 6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する	(略)	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">4. 2 一般広報を行う</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">総合企画部広報・記録班</td><td>4. 2. 2 本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う</td></tr><tr><td>4. 2. 3 放送機関を通じて情報提供を行う</td></tr><tr><td>4. 2. 4 インターネットを利用して情報を提供する</td></tr><tr><td>4. 2. 5 広報印刷物による広報を行う</td></tr><tr><td>総合企画部広報・記録班, <u>国際班</u></td><td>4. 2. 6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	4. 2 一般広報を行う	(略)	(略)	総合企画部広報・記録班	4. 2. 2 本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う	4. 2. 3 放送機関を通じて情報提供を行う	4. 2. 4 インターネットを利用して情報を提供する	4. 2. 5 広報印刷物による広報を行う	総合企画部広報・記録班, <u>国際班</u>	4. 2. 6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する	(略)	(略)	担当修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																														
4. 2 一般広報を行う	(略)	(略)																														
	総合企画部広報・記録班 <u>（追記）</u>	4. 2. 2 本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う																														
		4. 2. 3 放送機関を通じて情報提供を行う																														
		4. 2. 4 インターネットを利用して情報を提供する																														
		4. 2. 5 広報印刷物による広報を行う																														
		4. 2. 6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する																														
(略)	(略)																															
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																														
4. 2 一般広報を行う	(略)	(略)																														
	総合企画部広報・記録班	4. 2. 2 本部事務局設置場所において，報道機関に対して情報の提供を行う																														
		4. 2. 3 放送機関を通じて情報提供を行う																														
		4. 2. 4 インターネットを利用して情報を提供する																														
	4. 2. 5 広報印刷物による広報を行う																															
総合企画部広報・記録班, <u>国際班</u>	4. 2. 6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し，広報を依頼する																															
(略)	(略)																															

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
223	4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部広報・記録班（<u>追記</u>）） 総合企画部広報・記録班（<u>追記</u>）は、必要に応じて報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。	4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部広報・記録班、<u>国際班</u>） 総合企画部広報・記録班、<u>国際班</u>は、必要に応じて報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。	担当修正
224	4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じて（<u>追記</u>）インターネット等を利用して情報提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。	4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じて<u>ソーシャルメディアを含む</u>インターネット等を利用して情報提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。	字句修正
258	■ 基本方針 震災時における医療救護活動は、災害拠点病院や災害発生後も機能している医療機関のほか、被災の状況に応じ、（<u>追記</u>）負傷者が多数発生した災害現場や、負傷者が殺到する医療機関、大規模な避難所等に救護班を派遣することにより行う。 （略） <u>平成19年1月策定の「災害時医療・救護活動指針」に基づき、京都市災害対策本部の判断により、拠点救護所を市内に設置し、他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣、重傷患者の後方搬送、医薬品、医療機器の調達、関係機関相互の連携、ヘリコプターによる搬送体制の整備、緊急輸送等、災害医療全体のコーディネート体制の運用</u>	■ 基本方針 震災時における医療救護活動は、災害拠点病院や災害発生後も機能している医療機関のほか、被災の状況に応じ、<u>京都府や京都府医師会等の関係機関と連携し、</u>負傷者が多数発生した災害現場や、負傷者が殺到する医療機関、大規模な避難所等に救護班を派遣することにより行う。 （略） <u>また、他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣、重傷患者の後方搬送、医薬品、医療機器の調達、関係機関相互の連携、ヘリコプターによる搬送体制の整備、緊急輸送等、災害医療全体のコーディネート体制の運用を進める。さらに、災害拠点病院における対応や、被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図る。</u>	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	を進める。<u>また</u>，災害拠点病院における対応や，被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図る。 なお，災害救助法が適用された場合における保健医療については，同法に基づき実施する。	なお，災害救助法が適用された場合における保健医療については，同法に基づき実施する。	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
258	■ 役割分担			■ 役割分担			「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正
	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
	9,1 救急医療のコーディネート体制を整える	救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	(1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート 9.1.1 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チーム（ <u>追記</u> ）を組織する 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る 9.1.3 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る	9,1 救急医療のコーディネート体制を整える	救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）	(1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート 9.1.1 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チーム（ <u>保健福祉部医療調整班</u> ）を組織する 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る 9.1.3 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る	
		区本部	(2) 区本部の救急医療コーディネート 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の調整を実施する		区本部	(2) 区本部の救急医療コーディネート 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の調整を実施する	
		(略)	(略)		(略)	(略)	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	9, 2 医療機関 の被害状況を 把握する	救急医療調整 チーム（保健 福祉部医療調 整班）	9. 2. 1重傷患者等の受入れ可能な 医療機関を把握する 9. 2. 2京都府医師会等から医療機 関の被害情報を収集する	9, 2 医療機関 の被害状況を 把握する	救急医療調整 チーム（保健 福祉部医療調 整班）	9. 2. 1 重傷患者等の受入れ可能な 医療機関を把握する 9. 2. 2京都府医師会等から医療機 関の被害情報を収集する	
		区本部	9. 2. 3人的被害の発生状況の情報 を収集する 9. 2. 4管轄区域内の医療機関の被 害情報を把握する		区本部	9. 2. 3人的被害の発生状況の情報 を収集する 9. 2. 4管轄区域内の医療機関の被 害情報を把握する	
		保健福祉部医 療調整班	9. 2. 5災害拠点病院と連絡を取り 合い、逐次状況把握を行う 9. 2. 6被災を免れた医療機関にで きるだけ患者受入れを要請 する		保健福祉部医 療調整班	9. 2. 5 <u>京都府，京都府医師会等</u> と連 絡を取り合い、逐次状況把握 を行う 9. 2. 6被災を免れた医療機関にで きるだけ患者受入れを要請 する	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	9, 4 拠点救護 所を 設置 する	本部長	9, 4, 1 本部は、指針に定めた候補地5箇所のうち、特に被害が甚大と思われる地域にある拠点救護所を優先的に開設する準備を整える。 9, 4, 2 本部は、関係部に対し、拠点救護所開設予定場所の調査を指示する	9, 4（削除）救護所を設置する	保健福祉部 医療調整班	9. 4. 1 救護所は、特に傷病者の多い避難所に設置することし、具体的な設置場所は、京都府、本部、区本部等と協議のうえ決定する 9. 4. 2 保健福祉部医療調整班は、京都府、京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下、救護所の運営に当たる救護班を派遣する 9. 4. 3 保健福祉部医療調整班は、救護所の開設を市民に公表する 9. 2. 1 保健福祉部医療調整班は、救護所設置の必要性がなくなったと認められる場合は、救護所を閉鎖する	
		本部長（保健福祉部長）	9, 4, 3 本部は、調査に基づき、拠点救護所を開設し、救急医療調整チームを派遣する				
		保健福祉部医療調整班	9, 4, 4 拠点救護所は、京都府、京都市、防災・医療関係機関等の混成チームの合同調整により運営する				

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	9.5 救護班の 域派遣要 請を行う	本部長（保健 福祉部長）	9.5.1 京都府と連携し、医療ボラ ンティアへの応援要請を実 施する	9.5 救護班の 広域派遣要請 を行う	本部長（保健 福祉部長）	9.5.1 京都府と連携し、医療ボラ ンティアへの応援要請を実 施する	
		救急医療調整 チーム（保健 福祉部医療調 整班）	9.5.2 本部長に対し、救護班の応 援派遣を要請する		救急医療調整 チーム（保健 福祉部医療調 整班）	9.5.2 本部長、に対し救護班の応 援派遣を要請する	
		本部長（保健 福祉部長）	9.5.3 他の公共団体等に救護班の 派遣を要請する 9.5.4 防災関係団体等に救護班の 派遣を要請する		本部長（保健 福祉部長）	9.5.3 他の公共団体等に救護班の 派遣を要請する 9.5.4 防災関係団体等に救護班 の派遣を要請する	
	9.6 応援救護 班を受け 入れる	保健福祉部医 療調整班、区 本部	9.6.1 <u>拠点救護所内</u> に受入窓口を 設置する 9.6.2 派遣計画を作成する 9.6.3 宿泊施設、食料、飲料水の確 保を図る	9.6 応援救護 班を受け入れ る	保健福祉部医 療調整班、区 本部	9.6.1 <u>（削除）</u> 受入窓口を設置する 9.6.2 派遣計画を作成する 9.6.3 宿泊施設、食料、飲料水の 確保を図る	
		（略）	（略）		（略）	（略）	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	9.7 後方医療活動を行う	災害拠点病院	(1) 災害拠点病院 9.7.1 災害拠点病院としての医療活動を行う 9.7.2 他の医療機関に応援を要請する 9.7.3 <u>災害医療調整チーム</u> に広域応援要請を依頼する 9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う	9.7 後方医療活動を行う	災害拠点病院	(2) 災害拠点病院 9.7.1 災害拠点病院としての医療活動を行う 9.7.2 他の医療機関に応援を要請する 9.7.3 <u>京都府</u> に広域応援要請を依頼する 9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
260	9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は、「 <u>災害時医療・救護活動指針</u> 」に基づき、京都府や京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で、総合的な救急医療コーディネートを実施する。			9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は、 <u>（削除）</u> 京都府や京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で、総合的な救急医療コーディネートを実施する。			「京 都 市 医 療 救 護 活 動 マ ニ ュ ア ル」の 変 更 に 伴 う 修 正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	（救急医療調整チームの任務） ア医療救護，保健，防疫等に関する市民への広報，相談窓口の調整 イ外部機関への応援要請，受入れの調整（医療ボランティアを含む。） ウ後方医療機関のライフラインの確保等の関係機関への要請 エ応急医療活動の総合的調整（医療機関の被害状況，開設状況等の把握を含む。） オ救急車，ヘリコプター等による緊急輸送の調整 カ救護班の受入れ及び活動の調整（班の編成，活動場所の調整など） キ医薬品，資器材等の広域調達に関する調整 <u>ク拠点救護所における情報収集，連絡調整</u>	（救急医療調整チームの任務） ア医療救護，保健，防疫等に関する市民への広報，相談窓口の調整 イ外部機関への応援要請，受入れの調整（医療ボランティアを含む。） ウ後方医療機関のライフラインの確保等の関係機関への要請 エ応急医療活動の総合的調整（医療機関の被害状況，開設状況等の把握を含む。） オ救急車，ヘリコプター等による緊急輸送の調整 カ救護班の受入れ及び活動の調整（班の編成，活動場所の調整など） キ医薬品，資器材等の広域調達に関する調整 <u>ク（略）</u>	「京 都 市 医 療 救 護 活 動 マ ニ ュ アル」の 変 更 に 伴 う修正
260	（区本部の任務） ア 人的被害（死者，負傷者等の発生状況）の情報収集，<u>京都府救急医療情報システム（追記）</u>の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況，避難所の開設状況や医療ニーズの把握 （略）	（区本部の任務） ア 人的被害（死者，負傷者等の発生状況）の情報収集，<u>広域災害救急医療情報システム（E M I S）</u>の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況，避難所の開設状況や医療ニーズの把握 （略）	「京 都 市 医 療 救 護 活 動 マ ニ ュ アル」の 変 更 に 伴 う修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
261	9, 2, 1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は、京都府、消防部長等（<u>追記</u>）と連携して、<u>京都府救急医療情報システム（追記）</u>等による<u>重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する。</u> 9, 2, 2 （略） 9, 2, 3 （略） 9, 2, 4 管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する（区本部） 区本部は、<u>京都府救急医療情報システム（追記）</u>の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況を把握する。 9, 2, 5 <u>災害拠点病院</u>と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，京都府，京都府医師会等と連携し，災害拠点病院と緊密な連絡を取り合い，逐次状況の把握に努める。	9, 2, 1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，京都府，消防部長，<u>DMA T</u>等と連携して，<u>広域災害救急医療情報システム（EM I S）</u>等により<u>重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する。</u> 9, 2, 2 （略） 9. 2. 3 （略） 9. 2. 4 管轄区域内の医療機関の被害情報を把握する（区本部） 区本部は，<u>広域災害救急医療情報システム（EM I S）</u>の情報，地区医師会との連携又は直接医療機関に出向く等の方法により，管轄区域内の医療機関等の被害状況を把握する。 9. 2. 5 <u>京都府，京都府医師会等</u>と連絡を取り合い，逐次状況把握を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，京都府，京都府医師会等と緊密に連絡を取り合い，逐次状況の把握に努める。	「京 都 市 医 療 救 護 活 動 マ ニ ュ アル」の 変 更 に 伴 う 修正
261	9, 3救護班の派遣調整を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，<u>災害現場</u>への救護班の派遣が必要と判断した場合は，京都府，京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，救護班の派遣調整を行う。	9, 3 救護班の派遣調整を行う（保健福祉部医療調整班） 救急医療調整チーム（保健福祉部医療調整班）は，<u>避難所等</u>への救護班の派遣が必要と判断した場合は，京都府，京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で，救護班の派遣調整を行う	「京 都 市 医 療 救 護 活 動 マ ニ ュ アル」の 変 更 に 伴 う 修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
261	(救護班の派遣基準) ア 派遣基準 (略) イ 派遣場所 - 急性期 負傷者が多数発生した災害現場、<u>負傷者が殺到する医療機関等</u> - 急性期以降 避難所（常設又は巡回）、<u>医療機能が低下している医療機関等</u> ウ 救護の業務 (略)	(救護班の派遣基準) ア 派遣基準 (略) イ 派遣場所 - 急性期 負傷者が多数発生した災害現場等（負傷者が殺到する医療機関への救護班の派遣は京都府が行う） - 急性期以降 避難所（常設又は巡回）等（医療機能が低下している医療機関への救護班の派遣は京都府が行う） ウ 救護の業務 (略)	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正
262	<u>9.4 拠点救護所を設置する</u> <u>「災害時医療・救護活動指針」に基づき、「京都御苑」、「宝が池公園」、「岡崎公園」、「梅小路公園」、「西京極総合運動公園」の5箇所に、次の手順で拠点救護所を設置し、運営する。</u> 9.4.1 <u>本部は、指針に定めた候補地5箇所のうち、特に被害が甚大と思われる地域にある拠点救護所を優先的に開設する準備を整える。（本部長）</u> 9.4.2 <u>本部は、関係部に対し、拠点救護所開設予定場所の調査を指示する。（本部長）</u>	<u>9.4 救護所を設置する</u> <u>被災直後等、区役所・支所管内で甚大な被害があり、病院等で対応しきれないなど地域で医療救護活動を行う必要が発生した場合、保健福祉部医療調整班が、本部、区本部、京都府と協議を行い、避難所に救護所を設置する。</u> 9.4.1 <u>救護所は、特に傷病者の多い避難所に設置することとし、具体的な設置場所は、京都府、本部、区本部等と協議のうえ決定する。（保健福祉部医療調整班）</u> 9.4.2 <u>保健福祉部医療調整班は、京都府、京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下、救護所の運営に当たる救護</u>	「京都市医療救護活動マニュアル」の変更に伴う修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	9.4.3 <u>本部は、調査に基づき、拠点救護所を開設し、救急医療調整チームを派遣する。（本部長（保健福祉部長））</u> 9.4.4 <u>拠点救護所は、京都府、京都市、防災・医療関係機関等の混成チームの合同調整により運営する。（保健福祉部医療調整班）</u>	<u>班を派遣する。（保健福祉部医療調整班）</u> 9.4.3 <u>保健福祉部医療調整班は、救護所の開設を市民に公表する。（保健福祉部医療調整班）</u> 9.4.4 <u>保健福祉部医療調整班は、救護所設置の必要性がなくなつたと認められる場合は、救護所を閉鎖する。（保健福祉部医療調整班）</u>	
262	9.5 救護班の広域派遣要請を行う 災害により多数の負傷者が発生し、災害現場又は市内医療機関、避難所等において、救護班が不足する場合には、「災害時医療・救護活動指針」に基づき、京都府、京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で、救護班の応援要請を実施する。	9.5 救護班の広域派遣要請を行う 災害により多数の負傷者が発生し、災害現場（削除）、避難所等において、救護班が不足する場合には、（削除）京都府、京都府医師会をはじめとする関係機関との緊密な連携の下で、救護班の応援要請を実施する。	「京都市医療救護活動」の変更に伴う修正
263	9.6.1 <u>拠点救護所内に受入窓口を設置する（保健福祉部医療調整班、区本部）</u> 保健福祉部医療調整班、区本部は、<u>拠点救護所に</u>応援救護班の受入窓口を設置し、開設する。	9.6.1 （削除）受入窓口を設置する（保健福祉部医療調整班、区本部） 保健福祉部医療調整班、区本部は、（削除）応援救護班の受入窓口を設置する。	「京都市医療救護活動」の変更に伴う修正
264	9.7.3 <u>救急医療調整チーム</u>に広域応援要請を依頼する（災害拠点病院） 災害拠点病院は、医師や医薬品、資器材等が不足する場合には、<u>救急医療調整チーム</u>に対し、広域的な応援の要請を依頼する。	9.7.3 <u>京都府</u>に広域応援要請を依頼する（災害拠点病院） 災害拠点病院は、医師や医薬品、資器材等が不足する場合には、<u>京都府</u>に対し、広域的な応援の要請を依頼する。	「京都市医療救護活動」の変更に伴

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
300	■ 役割分担			■ 役割分担			災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正
	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
	17.1 被害情報の収集・連絡を行う	環境政策部各班	17.1.1 施設、機材、職員の被害状況を調査する	17.1 被害情報の収集・連絡を行う	環境政策部各班	17,1,1 施設、機材、職員の被害状況を調査する	
		環境政策部庶務班	17.1.2 施設の調査結果を環境政策部長に報告する		環境政策部庶務班	17,1,2 施設の調査結果を環境政策部長に報告する	
		環境政策部廃棄物清掃班 <u>(追記)</u>	17.1.3 所管収集区域の被災状況、道路状況等を調査する		環境政策部廃棄物清掃班	17,1,3 所管収集区域の被災状況、道路状況等を調査する	
			17.1.4 所管区域の状況を環境政策部長に報告する		環境政策部庶務班	17,1,4 所管区域の状況を環境政策部長に報告する	
			17.1.5 <u>災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う</u>		災害廃棄物対策室	17,1,5 <u>災害廃棄物対策室を設置する</u>	
			17.1.6 <u>各事業所に収集運搬、予備処分の適切な指示を行う</u> <u>(追記)</u>		環境政策部廃棄物清掃班	17,1,6 <u>災害廃棄物処理実行計画策定に必要な情報を収集する</u>	
						17,1,7 各事業所に収集運搬の適切な指示を行う	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	17,2 災害廃棄物処理計画を策定する	環境政策部 廃棄物清掃班	(1) <u>災害廃棄物処理計画</u> 17,2,1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う 17,2,2 <u>災害廃棄物処理計画</u> を策定する	17,2 災害廃棄物処理実行計画を策定する	環境政策部 <u>災害廃棄物対策室</u>	(1) <u>災害廃棄物処理実行計画</u> 17,2,1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う 17,2,2 <u>災害廃棄物処理実行計画</u> を策定する	
		オープンスペース調整チーム事務局	17,2,3 災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる		オープンスペース調整チーム事務局	17,2,3 災害廃棄物仮置場として暫定的にオープンスペースを割り当てる	
		環境政策部 廃棄物清掃班	17,2,4 災害廃棄物仮置場を指定する 17,2,5 災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設を決定する 17,2,6 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する 17,2,7 仮設処理施設の設置を検討する		環境政策部 <u>災害廃棄物対策室</u>	17,2,4 災害廃棄物仮置場を指定する 17,2,5 災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設を決定する 17,2,6 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する 17,2,7 仮設処理施設の設置を検討する	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
			(3) 災害廃棄物処理体制 17, 2, 8 作業に必要な人員・資機材の量を推計する 17, 2, 9 必要な人員・資機材の調整を行う 17, 2, 10 業界団体への支援を要請する 17, 2, 11 本部長に他都市への応援を要請する		環境政策部各班 環境政策部 災害廃棄物対策室	(2) 災害廃棄物処理体制 17, 2, 8 作業に必要な人員・資機材の量を推計する 17, 2, 9 必要な人員・資機材の調整を行う 17, 2, 10 業界団体への支援を要請する 17, 2, 11 本部長に他都市への応援を要請する	
	17, 3 道路障害物除去に伴う災害廃棄物処理する	環境政策部廃棄物清掃班	17, 3, 1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する (1) 一時(追記)仮置きした場合の措置 17, 3, 2 道路管理者, 道路占有者と処分地への搬入方法について協議する (2) 処分地への搬入 17, 3, 3 環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する	17, 3 道路障害物除去に伴う災害廃棄物処理する	環境政策部 災害廃棄物対策室	17, 3, 1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する (3) 一時的に仮置きした場合の措置 17, 3, 2 道路管理者, 道路占有者と処分地への搬入方法について協議する (4) 一時的に仮置きした場合の処分地への搬入 17, 3, 3 環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する	
		道路管理者, 道路占有者	17, 3, 4 道路管理者, 道路占有者が災害廃棄物を処分地に搬入		道路管理者, 道路占有者	17, 3, 4 道路管理者, 道路占有者が災害廃棄物を処分地に搬入	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	17, 4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物を処理する	建物所有者，管理者	17, 4, 1 原則として，被災住宅や事業所の除去は自ら行う 17, 4, 2 原則として，処分地への収集・搬送は自ら行う	17, 4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物を処理する	建物所有者，管理者	17, 4, 1 原則として，被災住宅や事業所の除去は自ら行う 17, 4, 2 原則として，処分地への収集・搬送は自ら行う	
		環境政策部廃棄物清掃班	17, 4, 3 環境政策部が収集搬送する		環境政策部廃棄物清掃班	17, 4, 3 環境政策部が収集搬送する	
		<u>(追記)</u>	17, 4, 4 除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する		環境政策部	17, 4, 4 除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する。	
			17, 4, 5 災害廃棄物仮置場から処分地へ搬送する		<u>災害廃棄物対策室</u>	17, 4, 5 災害廃棄物仮置場から処分地へ搬送する	
	17, 5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する	区本部	(1) 被災建築物除却の受付 17, 5, 1 解体申請の受付を行う 17, 5, 2 関係書類を環境政策部 <u>(追記)</u> へ送付する	17, 5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する	区本部	(3) 被災建築物除却の受付 17, 5, 1 解体申請の受付を行う 17, 5, 2 関係書類を環境政策部 <u>災害廃棄物対策室</u> へ送付する	
		環境政策部廃棄物清掃班，区本部，建設部土木事務所班	17, 5, 3 被災建築物の除去に必要な協議を行う 17, 5, 4 現地調査等により作業の優先順位を決定する		環境政策部災害廃棄物対策室，区本部，建設部土木事務所班	17, 5, 3 被災建築物の除去に必要な協議を行う 17, 5, 4 現地調査等により作業の優先順位を決定する	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
		環境政策部 廃棄物清掃班	(2) 被災建築物除却の実施 17, 5, 5 発注名簿を作成する 17, 5, 6 民間団体への支援を要請し、関係企業と契約する 17, 5, 7 廃棄物搬入券の配布等を行う 17, 5, 8 分別の徹底, 搬入方法等の周知を行う 17, 5, 9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う	17, 5 被災建築物の除去に関する特例措置を適用する	環境政策部 災害廃棄物対策室	(3) 被災建築物除却の実施 17, 5, 5 発注名簿を作成する 17, 5, 6 民間団体への支援を要請し、関係企業と契約する 17, 5, 7 廃棄物搬入券の配布等を行う 17, 5, 8 分別の徹底, 搬入方法等の周知を行う 17, 5, 9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う	
		環境政策部施設班	17, 5, 10 仮置場等での分別, 破砕等を行う仮設施設を設置する		環境政策部施設班	17, 5, 10 仮置場等での分別, 破砕等を行う仮設施設を設置する	
		環境政策部廃棄物清掃班 (追記)	(1) 収集運搬 17, 6, 1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する 17, 6, 2 生活系ごみ, 粗大ごみ等の収集を, 全市において一時停止する		環境政策部廃棄物清掃班	(1) 収集運搬 17, 6, 1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する 17, 6, 2 生活系ごみ, 粗大ごみ等の収集を, 全市において一時停止する	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	17, 6 生活系ごみ・粗大ごみ等を収集運搬する	区本部	17, 6, 3 交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する	17, 6 生活系ごみ・粗大ごみ等を収集運搬する	区本部	17, 6, 3 交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する	
			17, 6, 4 民間団体への支援を要請する			環境政策部災害廃棄物対策室 17, 6, 4 民間団体への支援を要請する	
			(1) ごみ処理手数料の減免措置			(2) ごみ処理手数料の減免措置	
			17, 6, 5 ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する			17, 6, 5 ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する	
		環境政策部災害廃棄物清掃班	17, 6, 6 ごみ処理手数料の減免についての相談を行う		区本部	17, 6, 6 ごみ処理手数料の減免についての相談を行う	
			17, 6, 7 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する			17, 6, 7 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する	
		区本部 (追記)	17, 6, 8 受入方法等について区本部に連絡する		環境政策部災害廃棄物対策室	17, 6, 8 受入方法等について区本部に連絡する	
			17, 6, 9 決定事項を被災者に連絡する		区本部	17, 6, 9 決定事項を被災者に連絡する	
		環境政策部施設班	17, 6, 10 ごみの搬入指導に当たる		環境政策部災害廃棄物対策室	17, 6, 10 ごみの搬入指導に当たる	
	17, 7 生活系ごみ・粗大ごみ等を処分する	環境政策部施設班	17, 7, 1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う	17, 7 生活系ごみ・粗大ごみ等を処分する	環境政策部施設班	17, 7, 1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う	
			17, 7, 2 自らで搬入する粗大ごみ, 不燃物を受け付ける			17, 7, 2 自らで搬入する粗大ごみ, 不燃物を受け付ける	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行			修 正 案			修正理由
	17, 8 環境に配慮する	(追記) 環境政策部環境班	17, 8, 1 災害廃棄物の資源化, 減量化及び環境汚染防止策を広報する	17, 8 環境に配慮する	環境政策部（災害廃棄物対策室, 環境班）	7, 8, 1 災害廃棄物の資源化, 減量化及び環境汚染防止策を広報する	
			(1) 災害廃棄物の資源化, 減量化 17, 8, 2 解体段階での積極的な分別等を実施する 17, 8, 3 仮置場での積極的な分別等を実施する		環境政策部災害廃棄物対策室	(1) 災害廃棄物の資源化, 減量化 17, 8, 2 解体段階での積極的な分別等を実施する 17, 8, 3 仮置場での積極的な分別等を実施する	
			(2) 環境汚染への配慮 17, 8, 4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため, 適正な処理の指導に当たる 17, 8, 5 建築物の解体に際し, P C B やアスベストによる環境汚染を防止する 17, 8, 6 仮置場での環境汚染を防止する		環境政策部環境班	(2) 環境汚染への配慮 17, 8, 4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため, 適正な処理の指導に当たる 17, 8, 5 建築物の解体に際し, P C B やアスベストによる環境汚染を防止する 17, 8, 6 仮置場での環境汚染を防止する	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
302	17.1.5 <u>災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う（環境政策部廃棄物清掃班）</u> <u>環境政策部廃棄物清掃班は、各部等から以下に示す災害廃棄物処理計画策定に必要な情報を収集する。</u> （追記） （<u>災害廃棄物処理計画策定に必要な情報</u>） ア 道路障害物の除去方針，障害物仮置場等の設置状況（建設部） イ 被災建築物の応急危険度判定調査の判定結果（都市計画部） ウ 区本部が実施するり災証明書発行のための建築物被災調査の結果（本部事務局） エ オープンスペースデータベース（オープンスペース調整チーム） オ 避難所データベース（本部事務局） カ 道路交通（規制）情報（建設部等道路管理者） 17.1.6 各事業所に収集運搬，<u>予備処分</u>の適切な指示を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部長（環境政策部廃棄物清掃班）は，各事業所に収集運搬，予備処分等の適切な指示をする。	17.1.5 <u>災害廃棄物対策室を設置する（環境政策部庶務班）</u> <u>（削除）</u> 17.1.6 災害廃棄物対策室は，各部等から以下に示す災害廃棄物処理実行計画策定に必要な情報を収集する。 （<u>災害廃棄物処理実行計画策定に必要な情報</u>） ア 道路障害物の除去方針，障害物仮置場等の設置状況（建設部） イ 被災建築物の応急危険度判定調査の判定結果（都市計画部） ウ 区本部が実施するり災証明書発行のための建築物被災調査の結果（本部事務局） エ オープンスペースデータベース（オープンスペース調整チーム） オ 避難所データベース（本部事務局） カ 道路交通（規制）情報（建設部等道路管理者） 17.1.7 各事業所に収集運搬等の適切な指示を行う（環境政策部廃棄物清掃班） 環境政策部長（環境政策部廃棄物清掃班）は，各事業所に収集運搬等の適切な指示をする。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
302	17.2災害廃棄物処理計画を策定する (1)災害廃棄物処理計画 17.2.1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、関係部等から提供されたデータや災害廃棄物処理支援システムを基に、災害廃棄物発生量の推計を行う。 17.2.2 <u>災害廃棄物処理計画を策定する(環境政策部廃棄物清掃班)</u> 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、災害廃棄物量の推計結果や各部等から収集した情報を基に、被災建築物のがれき処理、避難所のごみ収集計画等の<u>災害廃棄物処理計画</u>を策定する。 17.2.3 (略) 17.2.4 災害廃棄物仮置場を指定する(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから、災害廃棄物仮置場を指定する。 17.2.5 災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設を決定する(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設（仮置場を含む。）を決定する。 17.2.6 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>)	17.2 <u>災害廃棄物処理実行計画</u>を策定する (1)<u>災害廃棄物処理実行計画</u> 17.2.1 関係各部から提供されたデータ等を基に、災害廃棄物量の推計を行う(環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>) 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、関係部等から提供されたデータや災害廃棄物処理支援システムを基に、災害廃棄物発生量の推計を行う。 17.2.2 <u>災害廃棄物処理実行計画を策定する(環境政策部災害廃棄物対策室)</u> 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、災害廃棄物量の推計結果や各部等から収集した情報を基に、被災建築物のがれき処理、避難所のごみ収集計画等の<u>災害廃棄物処理実行計画</u>を策定する。 17.2.3 (略) 17.2.4 災害廃棄物仮置場を指定する(環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>) 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、オープンスペース調整チーム事務局が割り当てたオープンスペースから、災害廃棄物仮置場を指定する。 17.2.5 災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設を決定する(環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>) 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、災害廃棄物の種類、地域ごとの受入施設（仮置場を含む。）を決定する。 17.2.6 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、災害廃棄物の分別方法や受入基準について広報を行うとともに、関係機関に周知する。 17.2.7 仮設処理施設の設置を検討する(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、災害廃棄物量の推計結果に基づき、仮設処理施設の設置を検討する。 (2) 災害廃棄物処理体制 17.2.8 作業に必要な人員・資機材の量を推計する(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、災害廃棄物量の推計結果に基づき、作業に必要な人員・資機材の量を推計する。 17.2.9 必要な人員・資機材の調整を行う(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、あらかじめ定められた配備、動員計画に基づく作業体制を確立するとともに、災害の状況等に応じて必要な機材等の調整を図る。 17.2.10 業界団体への支援を要請する(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、京都市の人員、保有機材では不足する場合、業界団体への支援依頼等を行う。 17.2.11 本部長に他都市への応援を要請する(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>) 環境政策部長(環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>)は、京都市の人員、保有機材では災害廃棄物処理体制が不足し、他都市等の応援を	(環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>) 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、災害廃棄物の分別方法や受入基準について広報を行うとともに、関係機関に周知する。 17.2.7 仮設処理施設の設置を検討する(環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>) 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、災害廃棄物量の推計結果に基づき、仮設処理施設の設置を検討する。 (2) 災害廃棄物処理体制 17.2.8 作業に必要な人員・資機材の量を推計する(環境政策部<u>各班</u>) 環境政策部<u>各班</u>は、災害廃棄物量の推計結果に基づき、作業に必要な人員・資機材の量を推計する。 17.2.9 必要な人員・資機材の調整を行う(環境政策部<u>各班</u>) 環境政策部<u>各班</u>は、あらかじめ定められた配備、動員計画に基づく作業体制を確立するとともに、災害の状況等に応じて必要な機材等の調整を図る。 17.2.10 業界団体への支援を要請する(環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>) 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、京都市の人員、保有機材では不足する場合、業界団体への支援依頼等を行う。 17.2.11 本部長に他都市への応援を要請する(環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>)	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	受けることが必要と認めるときは、本部長に他都市等へ応援の要請を要求するとともに、受入れに関する必要な調整を行う。	環境政策部長（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>）は、京都市の人員、保有機材では災害廃棄物処理体制が不足し、他都市等の応援を受けることが必要と認めるときは、本部長に他都市等へ応援の要請を要求するとともに、受入れに関する必要な調整を行う。	
303	17.3.1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 処分地への災害廃棄物の搬入は、原則として道路障害物除去を実施する道路管理者、道路占有者が行う。 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、道路障害物除去を実施する建設部等の道路管理者、道路占有者に対し、処分地への災害廃棄物の搬入を指示する。 (1) 一時（<u>追記</u>）仮置きした場合の措置 17.3.2 道路管理者、道路占有者と処分地への搬入方法について協議する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、道路管理者、道路占有者が緊急措置として一時（<u>追記</u>）仮置きした災害廃棄物について、その搬入先、処分方法等について必要な指示、協議を行う。 (2) （<u>追記</u>）処分地への搬入 17.3.3 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>が災害廃棄物を処分地に搬入する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 道路管理者、道路占有者が仮置場へ搬入した災害廃棄物は、環境政策部（<u>追記</u>）が処分地に搬入する。また、一時（<u>追記</u>）	17.3.1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 処分地への災害廃棄物の搬入は、原則として道路障害物除去を実施する道路管理者、道路占有者が行う。 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、道路障害物除去を実施する建設部等の道路管理者、道路占有者に対し、処分地への災害廃棄物の搬入を指示する。 (1) 一時的に仮置きした場合の措置 17.3.2 道路管理者、道路占有者と処分地への搬入方法について協議する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、道路管理者、道路占有者が緊急措置として一時的に仮置きした災害廃棄物について、その搬入先、処分方法等について必要な指示、協議を行う。 (2) 一時的に仮置きした場合の処分地への搬入 17.3.3 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>が災害廃棄物を処分地に搬入する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 道路管理者、道路占有者が仮置場へ搬入した災害廃棄物は、環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>が処分地に搬入する。また、一時	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	仮置きした災害廃棄物について、環境政策部が処分地への搬入を行うことになった場合、環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>が処分地に搬入する。 17.3.4 道路管理者、道路占有者が災害廃棄物を処分地に搬入する（道路管理者、道路占有者） 一時（<u>追記</u>）仮置きした災害廃棄物について、道路管理者、道路占有者が処分地への搬入を行うことになった場合、道路管理者、道路占有者が処分地に搬入する。	<u>的に</u>仮置きした災害廃棄物について、環境政策部が処分地への搬入を行うことになった場合、環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>が処分地に搬入する。 17.3.4 道路管理者、道路占有者が災害廃棄物を処分地に搬入する（道路管理者、道路占有者） 一時的に<u>的に</u>仮置きした災害廃棄物について、道路管理者、道路占有者が処分地への搬入を行うことになった場合、道路管理者、道路占有者が処分地に搬入する。	
303	17.4.4 除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 災害廃棄物仮置場を設置した場合、環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に、災害廃棄物仮置場への搬入を指示する。また、必要に応じて、民間団体に支援を要請する。	17.4.4 除去作業の指定業者等に災害廃棄物仮置場への搬入を指示する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 災害廃棄物仮置場を設置した場合、環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に、災害廃棄物仮置場への搬入を指示する。また、必要に応じて、民間団体に支援を要請する。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正
304	17.5.1 解体申請の受付を行う（区本部） 区本部は、建物所有者から権利関係を証明する書類や関係権利者の同意書等を添えた解体申請の受付を行う。 17.5.2 関係書類を環境政策部（<u>追記</u>）へ送付する（区本部） 区本部は、建物所有者から受け付けた書類をり災台帳等と照合のうえ、関係書類を環境政策部（<u>追記</u>）へ送付する。 17.5.3 被災建築物の除去に必要な協議を行う（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>、区本部、建設部土木事務所班）	17.5.1 解体申請の受付を行う（区本部） 区本部は、建物所有者から権利関係を証明する書類や関係権利者の同意書等を添えた解体申請の受付を行う。 17.5.2 関係書類を環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>へ送付する（区本部） 区本部は、建物所有者から受け付けた書類をり災台帳等と照合のうえ、関係書類を環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>へ送付する。	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の除去を効率的に実施するため，必要な協議を行う。 17.5.4 現地調査等により作業の優先順位を決定する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>，区本部，建設部土木事務所班） 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の現地調査等を実施するなどして，作業の優先順位を決定する。 (2) 被災建築物除却の実施 17.5.5 発注名簿を作成する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は，被災建築物除去の発注名簿を作成する。 17.5.6 民間団体への支援を要請し，関係企業と契約する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は，被災建築物除去を行う関係民間団体への支援を要請し，当該団体等の関係企業との契約を行う。 17.5.7 廃棄物搬入券の配布等を行う（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は，契約業者との連絡調整，支払事務，廃棄物搬入券の配付を行う。 17.5.8 分別の徹底，搬入方法等の周知を行う（環境政策部<u>廃棄物清</u>	17.5.3 被災建築物の除去に必要な協議を行う（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，区本部，建設部土木事務所班） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の除去を効率的に実施するため，必要な協議を行う。 17.5.4 現地調査等により作業の優先順位を決定する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，区本部，建設部土木事務所班） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，区本部，建設部土木事務所班は，被災建築物の現地調査等を実施するなどして，作業の優先順位を決定する。 (2) 被災建築物除却の実施 17.5.5 発注名簿を作成する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は，被災建築物除去の発注名簿を作成する。 17.5.6 民間団体への支援を要請し，関係企業と契約する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は，被災建築物除去を行う関係民間団体への支援を要請し，当該団体等の関係企業との契約を行う。 17.5.7 廃棄物搬入券の配布等を行う（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は，契約業者との連絡調整，支払事務，廃棄物搬入券の配付を行う。	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>掃班</u>) 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、契約業者に対し分別の徹底、搬入方法等の周知を行う。 17.5.9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、可能な限りリサイクルが推進されるよう、廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う。 17.5.10 （略）	17.5.8 分別の徹底、搬入方法等の周知を行う（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、契約業者に対し分別の徹底、搬入方法等の周知を行う。 17.5.9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、可能な限りリサイクルが推進されるよう、廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う。 17.5.10 （略）。	
305	17.6.4 民間団体への支援を要請する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 生活系ごみ、粗大ごみ等の収集に関して、環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、民間団体への支援を要請する。 17.6.5 （略） 17.6.6 （略） 17.6.7 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する（区本部） 区本部は、減免措置を講じることを適当と認めたときは、被災者から提出された減免申請書にその旨を記した区長副申書を添えて、<u>環境政策部</u>に送付する。 17.6.8 受入方法等について区本部に連絡する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>） 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>は、減免申請書を受領後、受入方法	17.6.4 民間団体への支援を要請する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>） 生活系ごみ、粗大ごみ等の収集に関して、環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>は、民間団体への支援を要請する。 17.6.5 （略） 17.6.6 （略） 17.6.7 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する（区本部） 区本部は、減免措置を講じることを適当と認めたときは、被災者から提出された減免申請書にその旨を記した区長副申書を添えて、<u>環境政策部災害廃棄物対策室</u>に送付する。 17.6.8 受入方法等について区本部に連絡する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>）	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	等について、速やかに区本部に連絡する。 17.6.9 決定事項を被災者に連絡する（区本部） 区本部は、決定事項を被災者に連絡する。 17.6.10 ごみの搬入指導に当たる（区本部） 区本部は、被災者に対して、ごみの搬入指導に当たる。	環境政策部災害廃棄物対策室は、減免申請書を受領後、受入方法等について、速やかに区本部に連絡する。 17.6.9 決定事項を被災者に連絡する（区本部） 区本部は、決定事項を被災者に連絡する。 17.6.10 ごみの搬入指導に当たる（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は、被災者に対して、ごみの搬入指導に当たる。	
305	（ごみ処理手数料の減免の基準） ア <u>災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準じる者として、本部から要請された場合</u> イ （ア） <u>生活保護法第 11 条第 1 項の規定に掲げる保護を受けている者が申請する場合</u> （イ） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けているものが申請する場合</u> ウ 災害によって著しい生活困窮状態にある者が申請する場合 エ <u>中小企業及び個人等が排出した一般廃棄物を、中小企業及び個人等が各施設の最上位料金区分を適用される量を持ち込む場合</u>	（ごみ処理手数料の減免の基準） ア （ア） <u>生活保護法第 11 条第 1 項の規定に掲げる保護を受けている者が申請する場合</u> （イ） <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けているものが申請する場合</u> イ 災害によって現に居住する住宅が被災したものが申請する場合 ウ <u>災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準じる者として、本部から要請された場合</u> エ （ア） <u>新生児を養育する保護者が引換券を提出する場合</u>	災害廃棄物処理計画の改定による修整及び担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	オ <u>（追記）</u> <u>（ア） 新生児を養育する保護者が引換券を提出する場合</u> <u>（イ） 本市の紙おむつの給付サービスを受けている高齢者，障害者が申請する場合</u> <u>（ウ） 在宅で腹膜透析を行う者が申請する場合</u> カ その他特に環境企画部長が必要と認めた場合	<u>（イ） 本市の紙おむつの給付サービスを受けている高齢者，障害者が申請する場合</u> <u>（ウ） 在宅で腹膜透析を行う者が申請する場合</u> オ <u>ふん尿の収集，運搬及び処分に係る手数料に関して，下水道処理区域の場合等の区分が適用される者のうち，次のいずれかに該当する者が申請する場合</u> <u>（ア） 世帯全員が市・府民税非課税の場合</u> <u>（イ） 申請日において，生活保護法による生活扶助を受けている場合</u> <u>（ウ） 借地・借家の関係により，水洗化が困難な場合</u> <u>（エ） 収集対象のくみ取便所について水洗化の具体的な予定がある場合</u> <u>（オ） その他市長が認める場合</u> カ その他循環型社会推進部長又は適正処理施設部長が特に認めた場合	
305	17.7.1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う（環境政策部施設班） 衛生上の観点から，生活系ごみは各クリーンセンターで速やかに焼却処理を行う。ただし，京都市施設の処理能力が不足する場合は，<u>（追記）</u>他の自治体，産業廃棄物処理業者等に支援を依頼する。	17.7.1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う（環境政策部施設班） 衛生上の観点から，生活系ごみは各クリーンセンターで速やかに焼却処理を行う。ただし，京都市施設の処理能力が不足する場合は，<u>災害廃棄物対策室を通じ</u>，他の自治体，産業廃棄物処理業者等に支援を依頼する。	災害廃棄物処理計画の改定による修整

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
306	17.8.1 災害廃棄物の資源化, 減量化, 環境汚染防止策を広報する（環境政策部（追記）環境班） 環境政策部（追記）環境班は, 災害廃棄物の解体, 仮置き, 最終処分の各段階において, 災害廃棄物の資源化, 減量化を図り, 環境汚染を防止するため積極的な広報を実施する。 (1) 災害廃棄物の資源化, 減量化 17.8.2 解体段階での積極的な分別等を実施する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は, 可能な限り建築物の解体段階での積極的な分別等を実施し, 最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.3 仮置場での積極的な分別等を実施する（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は, 可能な限り仮置場の段階でも積極的な分別等を実施し, 最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため, 適正な処理の指導に当たる（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は, 有害廃棄物による環境汚染を防止するため, <u>災害廃棄物処理支援システム</u>を活用し, <u>迅速な被害状況の確認を行うとともに適正処理指導に当たる。</u> 17.8.5 （略）	17.8.1 災害廃棄物の資源化, 減量化, 環境汚染防止策を広報する（環境政策部災害廃棄物対策室, 環境班） 環境政策部災害廃棄物対策室, 環境班は, 災害廃棄物の解体, 仮置き, 最終処分の各段階において, 災害廃棄物の資源化, 減量化を図り, 環境汚染を防止するため積極的な広報を実施する。 (1) 災害廃棄物の資源化, 減量化 17.8.2 解体段階での積極的な分別等を実施する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は, 可能な限り建築物の解体段階での積極的な分別等を実施し, 最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.3 仮置場での積極的な分別等を実施する（環境政策部災害廃棄物対策室） 環境政策部災害廃棄物対策室は, 可能な限り仮置場の段階でも積極的な分別等を実施し, 最終処分される廃棄物量を極力減量する。 17.8.4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため, 適正な処理の指導に当たる（環境政策部環境班） 環境政策部環境班は, 有害廃棄物による環境汚染を防止するため, <u>（削除）迅速な被害状況の確認を行うとともに適正処理指導に当たる。</u> 17.8.5 （略）	災害廃棄物処理計画の改定による修整

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																											
	17.8.6 仮置場での環境汚染を防止する（環境政策部（<u>追記</u>）環境班） 環境政策部（<u>追記</u>）環境班は、仮置場においては、防塵ネットを設置するとともに、散水、消臭剤等の散布、搬入車両の騒音、振動、粉塵対策に配慮するよう指導する。	17.8.6 仮置場での環境汚染を防止する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室、施設班、環境班</u>） 環境政策部<u>災害廃棄物対策室、施設班、環境班</u>は、仮置場においては、防塵ネットを設置するとともに、散水、消臭剤等の散布、搬入車両の騒音、振動、粉塵対策に配慮する。																												
326	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">22.3 要配慮者に 防 災 情 報 を 提供する。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u></td><td>22.3.3 障害者や外国人等が 利用しやすい災害情報を提供 する</td></tr><tr><td><u>総合企画部広報・記録班（追記）</u></td><td>22.3.4 外国語による広報印 刷物を作成する</td></tr><tr><td><u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u></td><td>22.3.5 報道機関に対し外 国語の広報文を提供 し、広報を依頼する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	22.3 要配慮者に 防 災 情 報 を 提供する。	(略)	(略)	<u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u>	22.3.3 障害者や外国人等が 利用しやすい災害情報を提供 する	<u>総合企画部広報・記録班（追記）</u>	22.3.4 外国語による広報印 刷物を作成する	<u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u>	22.3.5 報道機関に対し外 国語の広報文を提供 し、広報を依頼する	(略)	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">22.3 要配慮者に 防 災 情 報 を 提供する。</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="3"><u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u></td><td>22.3.3 障害者や外国人等が 利用しやすい災害情報を提供 する</td></tr><tr><td>22.3.4 外国語による広報印 刷物を作成する</td></tr><tr><td>22.3.5 報道機関に対し外 国語の広報文を提供 し、広報を依頼する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	22.3 要配慮者に 防 災 情 報 を 提供する。	(略)	(略)	<u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u>	22.3.3 障害者や外国人等が 利用しやすい災害情報を提供 する	22.3.4 外国語による広報印 刷物を作成する	22.3.5 報道機関に対し外 国語の広報文を提供 し、広報を依頼する	(略)	(略)	(略)	担当追加
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																												
22.3 要配慮者に 防 災 情 報 を 提供する。	(略)	(略)																												
	<u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u>	22.3.3 障害者や外国人等が 利用しやすい災害情報を提供 する																												
	<u>総合企画部広報・記録班（追記）</u>	22.3.4 外国語による広報印 刷物を作成する																												
	<u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u>	22.3.5 報道機関に対し外 国語の広報文を提供 し、広報を依頼する																												
	(略)	(略)																												
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																												
22.3 要配慮者に 防 災 情 報 を 提供する。	(略)	(略)																												
	<u>総合企画部（広報・記録班、国際班）</u>	22.3.3 障害者や外国人等が 利用しやすい災害情報を提供 する																												
		22.3.4 外国語による広報印 刷物を作成する																												
		22.3.5 報道機関に対し外 国語の広報文を提供 し、広報を依頼する																												
(略)	(略)	(略)																												

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
329	22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班（追記）） 総合企画部広報・記録班（追記）は，必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。	22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班， <u>国際班</u> ） 総合企画部広報・記録班， <u>国際班</u> は，必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。	担当追加
334	第23節 災害救助法の適用 （略） ■ 実施責任者 ： <u>保健福祉部長</u> （略）	第23節 災害救助法の適用 （略） ■ 実施責任者 ： <u>本部事務局</u> （略）	事務の所管換えによる修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																														
334	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">23.1 被害の認定を行う</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4"><u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)</td><td>23.1.1 災害救助法適用を判断する</td></tr><tr><td>(1) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき</td></tr><tr><td>23.1.2 災害救助法適用見込みを判断する</td></tr><tr><td>23.1.3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する</td></tr><tr><td rowspan="5">23.2 災害救助法の適用を申請する</td><td><u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)</td><td>23.2.1 本部長の承認を得る</td></tr><tr><td rowspan="2">府知事</td><td>23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する</td></tr><tr><td>23.2.3 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)</td><td>23.2.4 (略)</td></tr><tr><td>23.2.5 各部長，各区本部長に通知する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	23.1 被害の認定を行う	(略)	(略)	<u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)	23.1.1 災害救助法適用を判断する	(1) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき	23.1.2 災害救助法適用見込みを判断する	23.1.3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する	23.2 災害救助法の適用を申請する	<u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)	23.2.1 本部長の承認を得る	府知事	23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する	23.2.3 (略)	<u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)	23.2.4 (略)	23.2.5 各部長，各区本部長に通知する	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="5">23.3 被害の認定を行う</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4"><u>本部事務局</u></td><td>23, 1, 1 災害救助法適用を判断する</td></tr><tr><td>(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき</td></tr><tr><td>23, 1, 2 災害救助法適用見込みを判断する</td></tr><tr><td>23, 1, 3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する</td></tr><tr><td rowspan="5">23.4 災害救助法の適用を申請する</td><td><u>本部事務局</u></td><td>23, 2, 1 本部長の承認を得る</td></tr><tr><td rowspan="2">府知事</td><td>23, 2, 2 府知事に災害救助法適用を申請する</td></tr><tr><td>23, 2, 3 (略)</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>本部事務局</u></td><td>23, 2, 4 (略)</td></tr><tr><td>23, 2, 5 各部長，各区本部長に通知する</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	23.3 被害の認定を行う	(略)	(略)	<u>本部事務局</u>	23, 1, 1 災害救助法適用を判断する	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき	23, 1, 2 災害救助法適用見込みを判断する	23, 1, 3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する	23.4 災害救助法の適用を申請する	<u>本部事務局</u>	23, 2, 1 本部長の承認を得る	府知事	23, 2, 2 府知事に災害救助法適用を申請する	23, 2, 3 (略)	<u>本部事務局</u>	23, 2, 4 (略)	23, 2, 5 各部長，各区本部長に通知する	(略)	(略)	(略)	事務の所管換えによる担当修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																															
23.1 被害の認定を行う	(略)	(略)																																															
	<u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)	23.1.1 災害救助法適用を判断する																																															
		(1) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき																																															
		23.1.2 災害救助法適用見込みを判断する																																															
		23.1.3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する																																															
23.2 災害救助法の適用を申請する	<u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)	23.2.1 本部長の承認を得る																																															
	府知事	23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する																																															
		23.2.3 (略)																																															
	<u>保健福祉部長</u> (<u>保健福祉部</u> <u>庶務班</u>)	23.2.4 (略)																																															
		23.2.5 各部長，各区本部長に通知する																																															
(略)	(略)	(略)																																															
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																															
23.3 被害の認定を行う	(略)	(略)																																															
	<u>本部事務局</u>	23, 1, 1 災害救助法適用を判断する																																															
		(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき																																															
		23, 1, 2 災害救助法適用見込みを判断する																																															
		23, 1, 3 本部長に災害救助法適用見込みを報告する																																															
23.4 災害救助法の適用を申請する	<u>本部事務局</u>	23, 2, 1 本部長の承認を得る																																															
	府知事	23, 2, 2 府知事に災害救助法適用を申請する																																															
		23, 2, 3 (略)																																															
	<u>本部事務局</u>	23, 2, 4 (略)																																															
		23, 2, 5 各部長，各区本部長に通知する																																															
(略)	(略)	(略)																																															

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
334	23.1.3 災害救助法適用を判断する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>） <u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、取りまとめた被害状況の結果に基づき、震災による被害が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。 <u>（略）</u> 23.1.4 災害救助法適用見込みを判断する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>） <u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果（第3章 第3節 情報収集・伝達参照）や被災建築物応急危険度判定結果（第3章 第27節 3 被災建築物の応急危険度判定参照）等により、災害救助法の適用見込みを判断する。 23.1.5 本部長に災害救助法適用見込みを報告する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>） <u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。	3.1.3 災害救助法適用を判断する（<u>本部事務局</u>） <u>本部事務局</u>は、取りまとめた被害状況の結果に基づき、震災による被害が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。 <u>（略）</u> 23.1.4 災害救助法適用見込みを判断する（<u>本部事務局</u>） <u>本部事務局</u>は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果（第3章 第3節 情報収集・伝達参照）や被災建築物応急危険度判定結果（第3章 第27節 3 被災建築物の応急危険度判定参照）等により、災害救助法の適用見込みを判断する。 23.1.5 本部長に災害救助法適用見込みを報告する（<u>本部事務局</u>） <u>本部事務局</u>は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。	事務の所管換えによる担当修正
336	23.2.1 本部長の承認を得る（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>） <u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、住家の滅失の被害認定結果の取りまとめ結果に基づき、震災による被害が災害救助法適用基準に該当する場合や、災害救助法が適用される見込みがあると判断した場合は、本部長の承認を得て、事後の災害救助法適用申請に関する業務を行う。	23.2.1 本部長の承認を得る（<u>本部事務局</u>） <u>本部事務局</u>は、住家の滅失の被害認定結果の取りまとめ結果に基づき、震災による被害が災害救助法適用基準に該当する場合や、災害救助法が適用される見込みがあると判断した場合は、本部長の承認を得て、事後の災害救助法適用申請に関する業務を行う。	事務の所管換えによる担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>） <u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、府知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を申請する。 （略） 23.2.5 各部長，各区本部長に通知する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>） <u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、災害救助法が適用された場合は、各部長，区本部長にその旨を通知する。	23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する（<u>本部事務局</u>） <u>本部事務局</u>は、府知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を申請する。 （略） 23.2.5 各部長，各区本部長に通知する（<u>本部事務局</u>） <u>本部事務局</u>は、災害救助法が適用された場合は、各部長，区本部長にその旨を通知する。	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

340

25-1.1.3 連絡体制を確保する。

次の連絡体制により，緊急時の情報連携を図る。

行政機関	平日（8：50～17：30）	平日夜間及び土日祝	備考
京都市役所	京都支社 統括グループ	京都支社 統括グループ	
北区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
上京区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
左京区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所 ----- 京都支社 統括グループ	（下記以外） 久多（上ノ町，中ノ町， 宮ノ町，下ノ町， 河合）
中京区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
東山区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
山科区役所	京都南部 コミュニケーション グループ	伏見 配電営業所	
下京区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
南区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
右京区役所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
西京区役所 洛西支所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	
伏見区役所	京都支社 統括グループ	伏見 配電営業所 ----- 京都支社 統括グループ	（下記以外） 醍醐（一ノ切町，二ノ切町， 三ノ切町）
深草支所	京都支社 統括グループ	京都 配電営業所	久我，竹田（向代町，川町， 流池町），羽束師
醍醐支所			

25-1.1.3 連絡体制を確保する。

次の連絡体制により，緊急時の情報連携を図る。

行政機関	平日（8：50～17：30）	平日夜間及び土日祝	備考
京都市役所	コミュニケーション 統括グループ	コミュニケーション 統括グループ	
北区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
上京区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
左京区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所 ----- コミュニケーション 統括グループ	（下記以外） 久多（上ノ町，中ノ町， 宮ノ町，下ノ町， 河合）
中京区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
東山区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
山科区役所	伏見 配電営業所	伏見 配電営業所	
下京区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
南区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
右京区役所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
西京区役所 洛西支所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	
伏見区役所	伏見 配電営業所 ----- コミュニケーション 統括グループ	伏見 配電営業所 ----- コミュニケーション 統括グループ	（下記以外） 醍醐（一ノ切町，二ノ切町， 三ノ切町）
深草支所	コミュニケーション 統括グループ	京都 配電営業所	久我，竹田（向代町，川町， 流池町），羽束師
醍醐支所			

組織改正
による修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
355	26-1.1.1 市バスへの連絡を行う（交通部自動車班） 交通部自動車班は、地震を覚知したときは、時間内は運輸課長が、時間外は <u>事故対策</u> 当務が交通無線により、市バスへの連絡を行う。	26-1.1.2 市バスへの連絡を行う（交通部自動車班） 交通部自動車班は、地震を覚知したときは、時間内は運輸課長が、時間外は <u>安全監理</u> 当務が交通無線により、市バスへの連絡を行う。	組織改正																								
361	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="7">27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する</td><td rowspan="7">都市計画部 <u>建築指導班</u></td><td>27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.2 本部事務局から、り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する</td></tr><tr><td>27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する</td></tr><tr><td>27-1.1.7 本部長に報告する</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部 <u>建築指導班</u>	27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する	27-1.1.2 本部事務局から、り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する	27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する	27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する	27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する	27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する	27-1.1.7 本部長に報告する	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="7">27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する</td><td rowspan="7">都市計画部 <u>住宅班</u></td><td>27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.2 本部事務局から、り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する</td></tr><tr><td>27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する</td></tr><tr><td>27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する</td></tr><tr><td>27-1.1.7 本部長に報告する</td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部 <u>住宅班</u>	27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する	27-1.1.2 本部事務局から、り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する	27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する	27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する	27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する	27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する	27-1.1.7 本部長に報告する	担当修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																									
27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部 <u>建築指導班</u>	27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する																									
		27-1.1.2 本部事務局から、り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する																									
		27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する																									
		27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する																									
		27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する																									
		27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する																									
		27-1.1.7 本部長に報告する																									
応急対策項目	担当	分 担 内 容																									
27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する	都市計画部 <u>住宅班</u>	27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する																									
		27-1.1.2 本部事務局から、り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する																									
		27-1.1.3 本部事務局から避難者データベース、要配慮者データベースを入手する																									
		27-1.1.4 区本部から、要配慮者の緊急安全調査結果を入手する																									
		27-1.1.5 市営住宅、その他公営住宅の入居可能戸数を把握する																									
		27-1.1.6 住宅不足戸数を判断する																									
		27-1.1.7 本部長に報告する																									

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																		
362	27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する（都市計画部建築指導班） 都市計画部建築指導班は、被災建築物応急危険度判定調査を実施したときは、判定結果を集計整理する。	27-1.1.1 被災建築物応急危険度判定調査結果を入手する（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、都市計画部建築指導班が実施した被災建築物応急危険度判定調査結果の集計結果を入手する。	担当及び取組修正																		
368	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う</td><td>都市計画局建築指導班</td><td> （略） 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等<u>を</u>検討，決定<u>する</u> 27-3.2.4 判定実施計画<u>を</u>策定<u>する</u> （略） </td></tr></table>	応急対策項目	担当	分 担 内 容	（略）	（略）	（略）	27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画局建築指導班	（略） 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等<u>を</u>検討，決定<u>する</u> 27-3.2.4 判定実施計画<u>を</u>策定<u>する</u> （略）	■ 役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う</td><td>都市計画局建築指導班</td><td> （略） 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等<u>の</u>検討，決定<u>を行う</u> 27-3.2.4 判定実施計画<u>の</u>策定（<u>削除</u>） （略） </td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	（略）	（略）	（略）	27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画局建築指導班	（略） 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等<u>の</u>検討，決定<u>を行う</u> 27-3.2.4 判定実施計画<u>の</u>策定（<u>削除</u>） （略）	字句修正
応急対策項目	担当	分 担 内 容																			
（略）	（略）	（略）																			
27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画局建築指導班	（略） 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等<u>を</u>検討，決定<u>する</u> 27-3.2.4 判定実施計画<u>を</u>策定<u>する</u> （略）																			
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																			
（略）	（略）	（略）																			
27-3.2 民間建築物の応急危険度判定を行う	都市計画局建築指導班	（略） 27-3.2.3 要判定区域、判定実施区域等<u>の</u>検討，決定<u>を行う</u> 27-3.2.4 判定実施計画<u>の</u>策定（<u>削除</u>） （略）																			
369	27-3.2.1 実施本部を設置する（都市計画部建築指導班）（実施本部長（建築指導部長）） 都市計画部長（都市計画部建築指導班）は、<u>あらかじめ定められた震度（追記）</u>以上の地震が発生した場合、実施本部を立ち上げ、災害対策本部及び京都府に実施本部を設置したことを連絡する。	27-3.2.1 実施本部を設置する（都市計画部建築指導班）（実施本部長（建築指導部長）） 都市計画部長（都市計画部建築指導班）は、<u>（削除）震度5弱</u>以上の地震が発生した場合、実施本部を立ち上げ、災害対策本部及び京都府に実施本部を設置したことを連絡する。	字句修正																		

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
369	27-3.2.3 要判定区域，判定実施区域等<u>を</u>検討，決定<u>する</u>（都市計画部建築指導班） （略） 27-3.2.4 判定実施計画<u>を</u>策定<u>する</u>（都市計画部建築指導班） （略）	27-3.2.3 要判定区域，判定実施区域等<u>の</u>検討，決定<u>を行う</u>（都市計画部建築指導班） （略） 27-3.2.4 判定実施計画<u>の</u>策定（<u>削除</u>）（都市計画部建築指導班） （略）	
371	27-4.1 危険度判定実施本部を設置する 地震の災害により，宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には，都市計画部は，<u>京都府被災宅地危険度判定実施要綱</u>に基づき，危険度判定実施本部を設置する。	27-4.1 危険度判定実施本部を設置する 地震の災害により，宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には，都市計画部は，<u>京都市被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアル</u>に基づき，危険度判定実施本部を設置する。	新しいマニュアルが策定されたため
371	27-4.2 宅地の危険度判定を行う 都市計画部は，<u>京都府被災宅地危険度判定実施要綱（追記）</u>に基づき，実施本部において，宅地の危険度判定を実施し，二次災害の軽減，防止と住民の安全確保を図る。	27-4.2 宅地の危険度判定を行う 都市計画部は，<u>京都府被災宅地危険度判定実施要綱及び京都市被災宅地危険度判定実施本部業務マニュアル</u>に基づき，実施本部において，宅地の危険度判定を実施し，二次災害の軽減，防止と住民の安全確保を図る。	新しいマニュアルが策定されたため

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																								
374	■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">28,7 調整チームにおいて、復興対策用オープンスペースの利用を調整する</td><td>調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）</td><td>28,7,1 調整を行う</td></tr><tr><td>調整事務局</td><td>28,7,2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</td></tr><tr><td>環境政策部廃棄物清掃班 都市計画部住宅班 関係部、関係機関等</td><td>28,7,3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する</td></tr><tr><td>調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）</td><td>28,7,4 復興対策用オープンスペースの利用状況について、調整事務局へ報告する 28,7,5 復興対策用オープンスペースを要請する 28,7,6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	28,7 調整チームにおいて、復興対策用オープンスペースの利用を調整する	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,1 調整を行う	調整事務局	28,7,2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる	環境政策部廃棄物清掃班 都市計画部住宅班 関係部、関係機関等	28,7,3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,4 復興対策用オープンスペースの利用状況について、調整事務局へ報告する 28,7,5 復興対策用オープンスペースを要請する 28,7,6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する	■役割分担 <table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td rowspan="4">28,7 調整チームにおいて、復興対策用オープンスペースの利用を調整する</td><td>調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）</td><td>28,7,1 調整を行う</td></tr><tr><td>調整事務局</td><td>28,7,2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる</td></tr><tr><td>環境政策部災害廃棄物対策室 都市計画部住宅班 関係部、関係機関等</td><td>28,7,3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する</td></tr><tr><td>調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）</td><td>28,7,4 復興対策用オープンスペースの利用状況について、調整事務局へ報告する 28,7,5 復興対策用オープンスペースを要請する 28,7,6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	28,7 調整チームにおいて、復興対策用オープンスペースの利用を調整する	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,1 調整を行う	調整事務局	28,7,2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる	環境政策部災害廃棄物対策室 都市計画部住宅班 関係部、関係機関等	28,7,3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,4 復興対策用オープンスペースの利用状況について、調整事務局へ報告する 28,7,5 復興対策用オープンスペースを要請する 28,7,6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する	災害廃棄物処理計画の改定による修整
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
28,7 調整チームにおいて、復興対策用オープンスペースの利用を調整する	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,1 調整を行う																									
	調整事務局	28,7,2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる																									
	環境政策部廃棄物清掃班 都市計画部住宅班 関係部、関係機関等	28,7,3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する																									
	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,4 復興対策用オープンスペースの利用状況について、調整事務局へ報告する 28,7,5 復興対策用オープンスペースを要請する 28,7,6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する																									
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																									
28,7 調整チームにおいて、復興対策用オープンスペースの利用を調整する	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,1 調整を行う																									
	調整事務局	28,7,2 暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てる																									
	環境政策部災害廃棄物対策室 都市計画部住宅班 関係部、関係機関等	28,7,3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する																									
	調 整 チーム （ 復 興 対 策 用 ）	28,7,4 復興対策用オープンスペースの利用状況について、調整事務局へ報告する 28,7,5 復興対策用オープンスペースを要請する 28,7,6 復興対策用オープンスペースの利用終了を調整事務局へ報告する																									

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																												
375	(調整チームの構成) <table><tr><th colspan="2">事務局</th><th>調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)</th></tr><tr><td rowspan="5">用途別</td><td>緊急対策用</td><td>保健福祉部応急医療班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部本部室班, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>避難対策用</td><td>区本部, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>応急・復旧用</td><td>文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>復興対策用</td><td>環境政策部廃棄物清掃班, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>復興拠点用</td><td>都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td></tr></table>	事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)	用途別	緊急対策用	保健福祉部応急医療班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部本部室班, 関係部, 関係機関等	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等	応急・復旧用	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等	復興対策用	環境政策部廃棄物清掃班, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	(調整チームの構成) <table><tr><th colspan="2">事務局</th><th>調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)</th></tr><tr><td rowspan="5">用途別</td><td>緊急対策用</td><td>保健福祉部応急医療班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部本部室班, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>避難対策用</td><td>区本部, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>応急・復旧用</td><td>文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>復興対策用</td><td>環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td></tr><tr><td>復興拠点用</td><td>都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等</td></tr></table>	事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)	用途別	緊急対策用	保健福祉部応急医療班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部本部室班, 関係部, 関係機関等	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等	応急・復旧用	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等	375 環境
事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)																													
用途別	緊急対策用	保健福祉部応急医療班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部本部室班, 関係部, 関係機関等																													
	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等																													
	応急・復旧用	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等																													
	復興対策用	環境政策部廃棄物清掃班, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
事務局		調整事務局(本部事務局, 行財政部財産用地班)																													
用途別	緊急対策用	保健福祉部応急医療班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 消防部本部室班, 関係部, 関係機関等																													
	避難対策用	区本部, 関係部, 関係機関等																													
	応急・復旧用	文化市民部庶務班, 建設部(庶務班, 土木管理班), 上下水道部総務班, 交通部庶務班, 関係部, 関係機関等																													
	復興対策用	環境政策部災害廃棄物対策室, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
	復興拠点用	都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等																													
377	28.7.1 調整を行う(調整チーム(調整事務局, 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等)) 調整チームにおける, 環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等(以下 28.7 において「調整チーム(復興対策用)」という。), 調整事務局は, 調整事務局が随時更新するオープンスペースデータベースを活用して, 復興対策用オープンスペースの利用について調整を行う。 28.7.2 (略)	28.7.1 調整を行う(調整チーム(調整事務局, 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等)) 調整チームにおける, 環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>, 都市計画部住宅班, 関係部, 関係機関等(以下 28.7 において「調整チーム(復興対策用)」という。), 調整事務局は, 調整事務局が随時更新するオープンスペースデータベースを活用して, 復興対策用オープンスペースの利用について調整を行う。 28.7.2 (略)	377 環境																												

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する（環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等） 調整チーム（復興対策用）を通じ暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てられた，環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等は，割り当てられた復興対策用オープンスペースについて，個々に利用の可否を調査，検討のうえ，利用を決定，開始する。 28.7.4 復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等による復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。 28.7.5 復興対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部<u>廃棄物清掃班</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等が復興対策を実施するに当たり，更に復興対策用オープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。	28.7.3 復興対策用オープンスペースの利用を開始する（環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等） 調整チーム（復興対策用）を通じ暫定的に復興対策用オープンスペースを割り当てられた，環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等は，割り当てられた復興対策用オープンスペースについて，個々に利用の可否を調査，検討のうえ，利用を決定，開始する。 28.7.4 復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等による復興対策用オープンスペースの利用状況について，調整事務局へ報告する。 28.7.5 復興対策用オープンスペースを要請する（調整チーム（復興対策用）） 調整チーム（復興対策用）は，環境政策部<u>災害廃棄物対策室</u>，都市計画部住宅班，関係部，関係機関等が復興対策を実施するに当たり，更に復興対策用オープンスペースが必要になった場合は，調整事務局へ要請する。	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行				修 正 案				修正理由
384	(支援対策本部会議の構成)				(支援対策本部会議の構成)				京都市災害等支援実施要綱の改正に伴う本部員の修正
	本部長	統括 副本部長	副本部長	本 部 員	本部長	統括 副本部長	副本部長	本 部 員	
	市 長	防 災 を 担 当 する 副 市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>保健福祉局医療衛生推進室長</u> ，子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長， <u>保健福祉局医療衛生推進室長</u> 及び本部長が指名する職員	市 長	防 災 を 担 当 する 副 市長	副市長	危機管理監，環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長， <u>(削除)</u> 子ども若者はぐくみ局長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，各区長，各担当区長，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，農業委員会事務局長， <u>(削除)</u> 及び本部長が指名する職員	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																				
391	■ 役割分担 <table><tr><th>復旧計画項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="4">2-3 被災者生活 再建支援金の 支給を行う</td><td>保健福祉部, 区本部</td><td>(1) 「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う 2.3.1 支給申請手続を行う</td></tr><tr><td>被災者生活再建法人</td><td>2.3.2 支給を行う</td></tr><tr><td>保健福祉部, 区本部</td><td>(2) 京都市被災者住宅再建等支援金の支給を行う 2.3.3 支給申請手続きを行う</td></tr><tr><td>保健福祉部</td><td>2.3.4 支給を行う</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2-3 被災者生活 再建支援金の 支給を行う	保健福祉部, 区本部	(1) 「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う 2.3.1 支給申請手続を行う	被災者生活再建法人	2.3.2 支給を行う	保健福祉部, 区本部	(2) 京都市被災者住宅再建等支援金の支給を行う 2.3.3 支給申請手続きを行う	保健福祉部	2.3.4 支給を行う	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table><tr><th>復旧計画項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td rowspan="4">2-3 被災者 生活再建 支援金の 支給を行 う</td><td>保健福祉部, 区本部</td><td>(1) 「被災者生活再建支援法」 に基づく被災者生活再建支 援金の支給を行う 2.3.1 支給申請手続を行う</td></tr><tr><td>被災者生活再 建法人</td><td>2.3.2 支給を行う</td></tr><tr><td>保健福祉部</td><td>(2) 京都市被災者住宅再建等 支援金の支給を行う 2.3.3 支給申請手続きを行 う</td></tr><tr><td>保健福祉部</td><td>2.3.4 支給を行う</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2-3 被災者 生活再建 支援金の 支給を行 う	保健福祉部, 区本部	(1) 「被災者生活再建支援法」 に基づく被災者生活再建支 援金の支給を行う 2.3.1 支給申請手続を行う	被災者生活再 建法人	2.3.2 支給を行う	保健福祉部	(2) 京都市被災者住宅再建等 支援金の支給を行う 2.3.3 支給申請手続きを行 う	保健福祉部	2.3.4 支給を行う	(略)	(略)	(略)	事務処理 の見直し による修 正
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
2-3 被災者生活 再建支援金の 支給を行う	保健福祉部, 区本部	(1) 「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う 2.3.1 支給申請手続を行う																																					
	被災者生活再建法人	2.3.2 支給を行う																																					
	保健福祉部, 区本部	(2) 京都市被災者住宅再建等支援金の支給を行う 2.3.3 支給申請手続きを行う																																					
	保健福祉部	2.3.4 支給を行う																																					
(略)	(略)	(略)																																					
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
2-3 被災者 生活再建 支援金の 支給を行 う	保健福祉部, 区本部	(1) 「被災者生活再建支援法」 に基づく被災者生活再建支 援金の支給を行う 2.3.1 支給申請手続を行う																																					
	被災者生活再 建法人	2.3.2 支給を行う																																					
	保健福祉部	(2) 京都市被災者住宅再建等 支援金の支給を行う 2.3.3 支給申請手続きを行 う																																					
	保健福祉部	2.3.4 支給を行う																																					
(略)	(略)	(略)																																					
392	2.1.1 損壊家屋の調査等の体制を決定する（区本部，消防部） り災証明書は，災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について，家屋の損壊状況（全壊， <u>流出</u> ，半壊（大規模半壊），床上浸水等）や火災による損害状況について調査に基づき発行する。	2.1.1 損壊家屋の調査等の体制を決定する（区本部，消防部） り災証明書は，災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について，家屋の損壊状況（全壊， <u>削除</u> 半壊（大規模半壊），一部損壊，床上浸水等）や火災による損害状況について調査に基づき発行する。	字句修正																																				

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
392	2.1.2 損壊家屋等の調査を実施する（区本部，消防部） ア 区本部は，「り災証明書交付事務取扱基準」及び「り災証明書発行事務マニュアル」に基づき，家屋調査を実施する。<u>（追記）</u>	2.1.2 損壊家屋等の調査を実施する（区本部，消防部） ア 区本部は，「り災証明書交付事務取扱基準」及び「り災証明書発行事務マニュアル」に基づき，家屋調査を実施する。<u>災害の規模により，区本部で迅速な対応が困難であると京都市災害対策本部が判断する場合は，行財政局税務班に家屋調査の応援要請を行う。また，状況に応じて家屋調査に対する技術的支援（技術面からの建物の状況の確認や調査への同行など）が必要な場合は，都市計画部庶務班に要請を行う。</u>	事務マニュアル改定による修正
393	2.2.2 国民健康保険料の減免等を行う（区本部） 京都市は，京都市国民健康保険条例の規定により，災害のため損害を受け保険料・延滞金（以下「保険料等」という。）の納付が困難と認められる市民に対し，<u>保険料等一部負担金</u>の減免・徴収を猶予する。 損害の程度の認定，減免手続については，区本部において行う。	2.2.2 国民健康保険料の減免等を行う（区本部） 京都市は，京都市国民健康保険条例の規定により，災害のため損害を受け保険料・延滞金（以下「保険料等」という。）の納付が困難と認められる市民に対し，<u>保険料等</u>の減免・徴収を猶予する。 損害の程度の認定，減免手続については，区本部において行う。	字句修正
394	2.3.3 支給申請手続きを行う（保健福祉部，区本部） 京都市被災者住宅再建等支援金の支給申請手続は，<u>区本部において受付を行い，保健福祉部が支給手続を行う。</u>	2.3.3 支給申請手続きを行う（保健福祉部） 京都市被災者住宅再建等支援金の支給申請手続は，<u>保健福祉部において受付及び支給手続を行う。</u>	担当修正

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
407	1－3 災害応急対策への備え 1 「<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>」発表時の対応 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>」を発表する。当該情報のうち、「<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>」が発表された場合の京都市の対応については、以下によるものとする。 1.1 「<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>」を受報する 1.1.1 「<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>」を受報する（行財政局防災危機管理室） 気象庁は、情報発表条件を満たした場合、「<u>南海トラフに関連する情報（臨時）</u>」を発表する。 行財政局防災危機管理室は、気象庁から配信を受けた京都地方気象台から「<u>南海トラフに関連する情報（臨時）</u>」を受報する。	1－3 災害応急対策への備え 1 「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」発表時の対応 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「<u>南海トラフ地震に関連する情報</u>」を発表する。当該情報のうち、「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」が発表された場合の京都市の対応については、以下によるものとする。 1.1 「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」を受報する 1.1.1 「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」を受報する（行財政局防災危機管理室） 気象庁は、情報発表条件を満たした場合、「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」を発表する。 行財政局防災危機管理室は、気象庁から配信を受けた京都地方気象台から「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」を受報する。	気象庁から配信する、情報体系が変更となった

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由				
407	<u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表条件</u> <u>ア 南海トラフ沿いで異常な現象（南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> <u>イ 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</u> <u>ウ 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</u> <u>（追記）</u>	<u>南海トラフ地震に関連する情報</u> ○「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」又は「<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>」の<u>情報名称で発表。</u> ○「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。 ○「<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>」では、「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「<u>南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会</u>」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。 <u>「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件</u> <table><tr><th>情報名</th><th>情報発表条件</th></tr><tr><td><u>南海トラフ地震臨時情報</u></td><td> ○<u>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> ○<u>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u> </td></tr></table>	情報名	情報発表条件	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	○<u>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> ○<u>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u>	気象庁から配信する、情報体系が変更となった
情報名	情報発表条件						
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	○<u>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u> ○<u>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u>						

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由								
	(追記)	<table><tr><td>南海トラフ地震関連解説情報</td><td> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある </td></tr></table> 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表 <table><tr><th>発表時間</th><th>キーワード</th><th>各キーワードを付記する条件</th></tr><tr><td>地震発生等から5～30分程度</td><td>調査中</td><td> 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点で </td></tr></table>	南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点で	
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある										
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件									
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点で									

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案			修正理由
	(追記)			<u>もそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</u> ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
		<u>地震発生等から最短で2時間程度</u>	巨大地震警戒	○ <u>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u>	
			巨大地震注意	○<u>監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0 以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u> ○<u>想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案		修正理由			
	(追記)		<table><tr><td></td><td>調査終了</td><td>○（巨大地震警戒），（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr></table>		調査終了	○（巨大地震警戒），（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
	調査終了	○（巨大地震警戒），（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合					
		※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。 ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。					
408	1.1.2 関係局等に「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を連絡する（行財政局防災危機管理室） 行財政局防災危機管理室は、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」受報後、各局、区役所等へ連絡する。	1.1.2 関係局等に「南海トラフ地震臨時情報」を連絡する（行財政局防災危機管理室） 行財政局防災危機管理室は、「南海トラフ地震臨時情報」受報後、各局、区役所等へ連絡する。		気 象 庁 か ら 配 信 す る、情報体系が変更			

令和元年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（震災対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	1.2 情報収集連絡体制を強化する 1.2.1 情報収集連絡体制を強化する（行財政局防災危機管理室，各局，区役所） 「<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>」の発表条件ア又はイの場合に<u>同情報</u>が発表された場合，状況の変化等に迅速に対応できるよう，関係局等は，その後の気象庁の発表情報に注意し，必要に応じて関係局，関係機関との連絡体制を強化する。 1.3 「<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>」による情報収集連絡体制の強化を解除する 1.3.1 情報収集連絡体制の強化を解除する（行財政局防災危機管理室，各局，区役所） 「<u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</u>」の発表条件ウの場合に<u>同情報</u>が発表された場合，各局等は情報収集連絡体制の強化を解除する。	1.2 情報収集連絡体制を強化する 1.2.1 情報収集連絡体制を強化する（行財政局防災危機管理室，各局，区役所） 「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」が発表された場合（<u>調査終了を除く</u>），状況の変化等に迅速に対応できるよう，関係局等は，その後の気象庁の発表情報に注意し，必要に応じて関係局，関係機関との連絡体制を強化する。 1.3 「<u>南海トラフ地震臨時情報</u>」による情報収集連絡体制の強化を解除する 1.3.1 情報収集連絡体制の強化を解除する（行財政局防災危機管理室，各局，区役所） 「<u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u>」が発表された場合，各局等は情報収集連絡体制の強化を解除する。	となった